

旅 客 営 業 規 則

第1編 総則

（この規則の目的）

第1条 この規則は、福井鉄道株式会社（以下「当社」という。）の経営する鉄軌道の旅客の運送及びこれに附帯する入場券の発売、携帯品の一時預り（以下これらを「旅客の運送等」という）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 当社線に係る旅客の運送等については、別に定める場合を除いて、この規則を適用する。

（用語の意義）

第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「当社線」とは、当社の経営する鉄軌道をいう。
- （2）「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。
- （3）「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。
- （4）「ＩＣＯＣＡ」とは、ストアードフェアカード（ＳＦ カード）の機能のみを持つＩＣカード乗車券をいう。
- （5）「ＩＣＯＣＡ定期券」とは、定期乗車券とストアードフェアカードの機能を持つＩＣカード乗車券をいう
- （6）「ＩＣ改札機」とは、ＩＣＯＣＡ乗車券の改札を行う改札機であって、駅に設備されたもの又は車両に搭載されたものをいう。
- （7）「Ｗｅｂ定期券」とは「ＩＣＯＣＡ定期券」であって、ＩＣＯＣＡに付加されるものであり、購入後、ＩＣ改札機に、当該ＩＣＯＣＡの裏面に刻印されているカード番号（以下、「ＩＤ情報」という。）、有効期間、有効区間等の情報を配信し、当該ＩＣ改札機がこれらを受信することで利用可能となる定期券のことをいう。
- （8）「ＳＦ」とは、ＩＣＯＣＡ乗車券に記録される金銭的価値をいう。

（運賃前払の原則）

第4条 旅客の運送等の契約の申込を行おうとする場合、旅客等は、現金により所定の運賃を支払うものとする。ただし、当社において特に認めた場合は、後払いとすることができる。

2 旅客は、前項の規定にかかわらず、旅客運賃・料金をＩＣＯＣＡ・ＩＣＯＣＡ定期券

のＳＦ・他社が発行したＩＣカードのＳＦによって支払う（乗車券類その他の証票との引換を含まない）ことができる。

（契約成立時期及び適用規定）

第５条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃を支払い、乗車券の交付を受けたときに成立する。

２ 前項の規定によって契約の成立したとき以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

（旅客の運送等の制限又は停止）

第６条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止することがある。

- （１）乗車券及び入場券等の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は停止
- （２）乗車区間・乗車方法・入場方法又は乗車する列車の制限
- （３）手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間又は持込の列車の制限
- （４）一時預り品の長さ・容積・重量・個数・取扱時間の制限又は取扱いの停止

２ 前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

（運行不能の場合の取扱い）

第７条 列車の運行が不能となった場合は、旅客の取扱いをしない。

２ 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において他の自動車等の運輸機関の利用によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

（営業キロの端数計算方）

第８条 営業キロを用いて運賃を計算する場合の１キロメートル未満の端数は、１キロメートルに切り上げる。

（期間の計算方）

第９条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、１日として計算する。一時預り品の引渡しの日についても又同じ。

（乗車券に対する証明）

第１０条 当社において、乗車券、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

（旅客等の呈示又は提出する書類）

- 第 11 条** 旅客運送等の契約に関して、旅客等が当社に呈示又は提出する書類は、墨、インキ又はボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。この場合、発行日付等にあつては、元号で表示されているものであつても西暦で記載することができる。
- 2** 旅客等は、前項の規定（後段に規定する場合を除く）による書類の記載事項の一部を訂正した場合、その訂正個所に、相当の証印を押すものとする。
- 3** 旅客等から提出を受けた書類及び書類の記載事項は、運送等の契約に関してのみ使用する。ただし、当社が別に明示した場合を除く。

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通則

（乗車券の購入及び所持）

- 第 12 条** 列車に乗車する旅客は、有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。
- 2** 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅から乗車する旅客又は係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、列車に乗車後、直ちに相当の乗車券を購入するものとする。
- 3** ワンマン列車においては、着駅にて精算扱いをする。ただし、駅員無配置駅においては乗務員が精算を行う。
- 4** 旅客が I C 改札機による改札を受け入出場する場合は、第 2 項・第 3 項の規定によらない。

（営業キロ）

- 第 13 条** 旅客運賃の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、鉄道営業キロによる。
- 2** 前項の営業キロは、旅客の乗車する発着区間に対する駅間のキロ数による。

（駅員無配置駅の旅客の取扱方）

- 第 14 条** 駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行う。

第2章 乗車券の発売

第1節 通則

(乗車券の種類)

第15条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券
 - ① 片道乗車券
 - ② 往復乗車券
 - ③ I C O C A
- (2) 定期乗車券
 - ① 通勤定期乗車券
 - ② 通学定期乗車券
 - ③ I C O C A 定期券
- (3) 普通回数乗車券
- (4) 団体乗車券
- (5) 貸切乗車券

(乗車券の発売箇所及び発売方法)

第16条 乗車券は、駅において、係員又は乗車券発売機により発売する。

- 2 前項の規定にかかわらず、旅客が乗車券を所持しないで駅員無配置駅から乗車した場合又は旅客が係員の承諾を得て乗車券を所持しないで乗車した場合は、乗務員が当該列車内において発売する。
- 3 乗車券は、前各項に規定するほか、当社が別に定める箇所又は乗車券の発売を委託した箇所において発売する。

(乗車券の発売範囲)

第17条 駅において発売する乗車券は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合は、他駅から有効な乗車券類を発売することがある。

- (1) 駅員無配置駅から有効となる普通乗車券、定期乗車券、普通回数乗車券又は特殊割引乗車券を、駅員配置駅において発売する場合。
- (2) 団体乗車券又は貸切乗車券を発売する場合。
- 2 車内において発売する乗車券は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券に限って発売する。ただし、前途の列車に有効な乗車券を発売することがある。

（乗車券の発売日）

第 18 条 乗車券は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券は、当該各号に定めるところによって発売する。

（1） 定期乗車券

有効期間開始日の 14 日前から発売する。

イ. IC O C A 定期券においては、新規発売もしくは有効期間終了の翌日から有効な定期券を発売する場合に限る。

ロ. IC O C A 定期券のうち Web 定期券においては、有効期間開始日の前日までの発売とし、有効期間開始日当日は発売しない。

（2） 団体乗車券及び貸切乗車券

運送引受け後であって、旅客の乗車日の 3 日前の日から発売する。

（乗車券の発売時間）

第 19 条 駅において発売する乗車券の発売時間は、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から、終発列車の乗車に必要な時刻までとする。

2 前号の規定にかかわらず、発売時間については、別に定めることがある。

（特別の乗車券の発売）

第 20 条 当社が特に必要と認める場合は、特別の運送条件を定めて、普通乗車券、普通回数乗車券並びに団体乗車券を発売することがある。

2 前項の規定によって乗車券を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて、発売駅、発売区間、発売期間等をそのつど関係の駅に掲示する。

（割引乗車券の発売の制限）

第 21 条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。

（通学証明書等の不正使用の場合の取扱い）

第 22 条 通学定期乗車券又は通学証明書、通学定期乗車券購入用の証明書を、使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外のものに使用させたときは、この使用資格者に対して、これらの定期乗車券の発売を停止することがある。

第2節 普通乗車券の発売

（普通乗車券の発売）

第23条 旅客が列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券又は往復乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車(以下「片道乗車」という)する場合に発売する。

(2) 往復乗車券

往路、復路とも片道乗車券を発売できる区間であって、往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復1回乗車(以下「往復乗車」という)する場合に発売する。

（被救護者割引普通乗車券の発売）

第24条 学校及び救護施設指定取扱規則第21条に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第25条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道又は往復の割引乗車券を発売する。

2 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人を限って、前項の規定を準用する。

3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入する時であっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

（被救護者割引証）

第25条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称及びその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表		裏																																				
被救護者旅客運賃割引証 第.....号 指定番号 <table><thead><tr><th>乗車区間</th><th>駅から 駅まで</th><th>經由</th></tr></thead><tbody><tr><td>乗車券の種類</td><td>片道 往復</td><td>被救護者 付添人</td></tr><tr><td>旅行証明書番号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>被救護者の氏名 及び年齢</td><td></td><td>(才)</td></tr><tr><td>付添人の氏名 及び年齢</td><td></td><td>(才)</td></tr><tr><td>割引率</td><td colspan="2">5割</td></tr><tr><td>有効期限</td><td colspan="2">平成 年 月 日まで</td></tr></tbody></table> 平成 年 月 日発行 施設の所在地 施設名 代表者氏名 代表者 職印 <table><thead><tr><th>(発行駅)</th><th>(乗車券番号)</th><th>(発行年月日)</th><th colspan="2">割引コード</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th>救</th><th>添</th></tr></thead><tbody><tr><td>(基本運賃)</td><td>(発売運賃)</td><td>(差額運賃)</td><td>31</td><td>33</td></tr></tbody></table> 割引証に記入された個人情報、申込み内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。		乗車区間	駅から 駅まで	經由	乗車券の種類	片道 往復	被救護者 付添人	旅行証明書番号			被救護者の氏名 及び年齢		(才)	付添人の氏名 及び年齢		(才)	割引率	5割		有効期限	平成 年 月 日まで		(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード					救	添	(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	31	33	(この割引証の使用上の注意) (1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、または救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。 (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。 (3) この割引証の記入事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む)し、または押印していないものは、使用できません。 (4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。 (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。 (6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。 (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。 ○で囲む)し、または押印していないものは、使用で (8) この割引証の有効期間は、発効の日から表記の有効期限まで(1箇月間)です。
乗車区間	駅から 駅まで	經由																																				
乗車券の種類	片道 往復	被救護者 付添人																																				
旅行証明書番号																																						
被救護者の氏名 及び年齢		(才)																																				
付添人の氏名 及び年齢		(才)																																				
割引率	5割																																					
有効期限	平成 年 月 日まで																																					
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード																																			
			救	添																																		
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	31	33																																		

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1ヶ月間とする。

第3節 定期乗車券の発売

（通勤定期乗車券の発売）

第26条 旅客が、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1ヶ月、3ヶ月又は6ヶ月有効の通勤定期乗車券を発売する。

（通学定期乗車券の発売）

第27条 学校及び救護施設指定取扱規則(平成24年10月1日福鉄電第 号)第2条に規定する学校(以下「指定学校」という)の学生・生徒・児童又は幼児が、次に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき、又は通学定期券購入券用の証明書を呈示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、各学期有効の通学定期乗車券を発売する。

但し、I C O C A定期券については各学期有効の通学定期券は発売しない。

(1) 居住地もより駅と、在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のために乗車する場合

2 通学証明書の有効期間は、発行の日から1ヶ月間とする。

3 指定学校の学生、生徒若しくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合で、当社が必要と認めるときは、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

（定期乗車券の一括発売）

第28条 第26条から第29条の規定により、定期乗車券を発売する場合は別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

第4節 普通回数乗車券の発売

（普通回数乗車券の発売）

第29条 旅客が、同一区間を乗車する場合は11券片の普通回数乗車券を発売する。

2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合は、1券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。

第5節 団体乗車券の発売

（団体乗車券の発売）

第30条 一団となった旅客の全員が、発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であつて、次の各号の1に該当し、かつ当社が団体として運送の引受けをした者に対しては、団体乗車券を発売する。

（1）学生団体

イ 次の1に該当する学校等の学生等が10人以上とその付添人、当該学校等の職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が10人未満のときであっても、この取扱いをする。

（イ） 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児

（ロ） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所の児童

（ハ） 社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき開設した勤労青少年学校で都道府県教育委員会が証明したものの生徒

（ニ） 青年学級振興法（昭和28年法律第211号）第2条に規定する青年学級のうち、文部科学省の指示により都道府県教育委員会が証明したものの学級生。

ロ イの付添人は、大人とし、当該団体を構成する旅客が次の1に該当する場合に限るものとし、その人員は1人につき1人とする。

（イ） 幼稚園の幼児、保育所の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。

（ロ） 障害又は虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。

（2）普通団体

前号以外の旅客によって構成された10人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

（団体旅客運送の申込）

第31条 第32条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、当該団体の始発駅発日時の1ヶ月前の日から7日前の日までに、その人員、行程、乗車する列車等その他必要事項を連絡して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。

2 当社が認めた場合は、前項に定めた期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。

（団体旅客運送の予約）

第 32 条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合は、当社において、輸送上の支障のない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。

2 団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に運送を引き受けた旨通知する。

（団体旅客申込人員の変更又は申込みの取消し等）

第 33 条 団体旅客運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員又は利用施設の変更、一部の行程の取消しその他取扱条件を変更する場合は、その変更を申し出るものとする。ただし、運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

第 6 節 貸切乗車券の発売

（貸切乗車券の発売）

第 34 条 旅客が次の各号の 1 に該当する単位をもって旅客車を貸し切る場合であつて、かつ、当社が貸切として運送の引受けをしたものに対しては、貸切乗車券を発売する。

(1) 全車貸切

1 車両単位で貸し切る場合

(2) 列車貸切

列車を単位として貸し切る場合

（貸切旅客運送の申込み）

第 35 条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員・行程その他輸送計画に必要な事項を申し出て、貸切旅客運送の申込みを行うものとする。

（貸切旅客運送の予約）

第 36 条 旅客から、前条の規定による貸切旅客運送の申込を受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めたときは、当該貸切旅客運送の引受けをする。

第3章 旅客運賃

第1節 通 則

(旅客運賃の種類)

第37条 旅客運賃の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- ア 普通旅客運賃
 - 片道普通旅客運賃
 - 往復普通旅客運賃
- イ 定期旅客運賃
 - 通勤定期旅客運賃
 - 通学定期旅客運賃
- ウ 普通回数旅客運賃
- エ 団体旅客運賃
- オ 貸切旅客運賃

(旅客運賃計算上の経路等)

第38条 旅客運賃は、実際乗車する経路及び発着の順序によって計算する。

(旅客運賃の計算上の営業キロの計算方)

第39条 営業キロを使用して旅客運賃を計算する場合は、旅客運賃は、旅客が乗車する発着区間の営業キロ程により計算する。

(旅客の区分及びその旅客運賃)

第40条 旅客運賃は、次に掲げる年齢別の区分によって、この規則の定めるところによりその旅客運賃を収受する。

- 大 人 12才以上の者
- 小 児 6才以上12才未満の者
- 幼 児 1才以上6才未満の者
- 乳 児 1才未満の者

- 2 前項の規定による幼児あっても、次の各号の一に該当する場合は、これを小児とみなして旅客運賃を収受する。
- (1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。
 - (2) 幼児が乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く）に、2人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし2人を超えた者だけを小児とみなす。
 - (3) 幼児が団体旅客として旅行するとき、又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。
- 3 前2項の場合の外、幼児又は乳児に対しては旅客運賃を収受しない。

（小児の旅客運賃）

- 第41条** 小児の片道普通旅客運賃は、大人の片道普通旅客運賃を折半し、10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額とする。
- 2 小児の定期旅客運賃は、大人の定期旅客運賃を折半し、10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額とする。

（割引の旅客運賃）

- 第42条** 割引の旅客運賃は大人の無割引の旅客運賃又は小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額とする。

（旅客運賃割引の重複適用の禁止）

- 第43条** 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について重複して旅客運賃の割引を請求することができない。ただし、別に定める各種特殊割引運賃についてはその限りではない。

第2節 普通旅客運賃

(普通旅客運賃)

第44条 大人片道普通旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 鉄道区間（赤十字前駅と鉄軌道分界点間を除く）

2キロメートルまで	210円
2キロメートルをこえ 4キロメートルまで	260円
4キロメートルをこえ 6キロメートルまで	310円
6キロメートルをこえ 8キロメートルまで	340円
8キロメートルをこえ 10キロメートルまで	390円
10キロメートルをこえ 12キロメートルまで	420円
12キロメートルをこえ 14キロメートルまで	430円
14キロメートルをこえ 16キロメートルまで	440円
16キロメートルをこえ 18キロメートルまで	450円

(2) 軌道区間（鉄道線のうち赤十字前駅と鉄軌道分界点間を含む）

福井市内均一区間	180円
赤十字前～福井市内均一区間	210円

(3) 鉄道区間と軌道区間を連絡乗車する場合

2キロメートルまで	260円
2キロメートルをこえ 4キロメートルまで	310円
4キロメートルをこえ 6キロメートルまで	370円
6キロメートルをこえ 8キロメートルまで	400円
8キロメートルをこえ 10キロメートルまで	430円
10キロメートルをこえ 12キロメートルまで	440円
12キロメートルをこえ 14キロメートルまで	450円
14キロメートルをこえ 16キロメートルまで	480円
16キロメートルをこえ 18キロメートルまで	490円

(4) 特定旅客運賃

前(3)項にかかわらず、次の区間の運賃は次のとおりとする。

水落・福井市内駅間	430円
西山公園・福井市内駅間	
西鯖江・福井市内駅間	
家久・福井市内駅間	450円
スポーツ公園・福井市内駅間	
北府・福井市内駅間	
たけふ新・福井市内駅間	

(往復普通旅客運賃)

第45条 往復旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

(被救護者割引)

第46条 第24条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の5割を割引する。

第3節 定期旅客運賃

(定期旅客運賃)

第47条 大人の通勤定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

イ 鉄道区間内（赤十字前駅と鉄軌道分界点間を除く）相互発着となる場合

別表第1号イに定める金額

ロ 軌道区間内（鉄道線のうち赤十字前駅と鉄軌道分界点間を含む）相互発着となる場合

別表第1号ロに定める金額

ハ 鉄道区間と軌道区間を連続して乗車する場合

別表第1号ハに定める金額

(2) 大人通学定期旅客運賃

イ 鉄道区間内（赤十字前駅と鉄軌道分界点間を除く）相互発着となる場合

別表第 2 号イに定める金額

ロ 軌道区間内（鉄道線のうち赤十字前駅と鉄軌道分界点間を含む）相互発着となる場合

別表第 2 号ロに定める金額

ハ 鉄道区間と軌道区間を連続して乗車する場合

別表第 2 号ハに定める金額

第 4 節 回数旅客運賃

（普通回数旅客運賃）

第 48 条 普通回数旅客運賃は次のとおりとする。

- (1) 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。
- (2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

第 5 節 団体旅客運賃

（団体旅客運賃）

第 49 条 第 32 条の規程によって団体乗車券を発売する場合は、次に定めるところにより普通旅客運賃の割引を行うものとする。

人員 種別	10 人以上 99 人まで	100 人以上 299 人まで	300 人以上
学 生 団 体	20%	30%	40%
普 通 団 体	10%		

（団体旅客運賃の計算方）

第 50 条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当たり大人普通旅客運賃から、割引額を差し引いた額を 10 円未満のは数を生じたときは 10 円単位に切り上げて、これに

団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

- (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当り小児普通旅客運賃から、割引額を差し引いた額を 10 円未満のは数を生じたときは 10 円単位に切り上げて、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児が混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に前号の規定によって算出した額を合計したものとする。
- (4) 全行程の乗車回数が複数回ある場合、各行程において運賃を算出し、これを合算する。

(実際乗車人員が 10 人未満の場合の団体旅客運賃)

第 51 条 第 32 条の規定による条件をもって運送の引受けをした団体旅客の実際乗車人員が 10 人に満たない場合は実際乗車人員と 10 人までの不足人員にとによって団体が構成されているものとして、団体旅客運賃を収受する。

第4章 乗車券の効力

第1節 通則

（乗車券の使用条件）

第52条 乗車券は、その券面表示事項に従って1回に限り使用することができる。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券は、1券片をもって1人に限るものとする。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

2 同一旅客は、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券を所持する場合は、当該乗車については、その1枚のみを使用することができる。

3 乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

（乗車券の効力の特例）

第53条 乗車券は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず使用することができる。

- (1) 大人用の乗車券を小児が使用して乗車する場合
- (2) 乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

（券面表示事項が不明又は不備の乗車券）

第54条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅に差し出して書替を請求することができる。

3 前項の規定により旅客から書替の請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券と引換に再交付の取扱いをする。

（不乗区間に対する取扱い）

第55条 旅客は、第55条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

（有効期間の起算日）

第56条 乗車券の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券の効力の特例)

第 57 条 小児用の乗車券(定期乗車券及び普通回数乗車券を除く)は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても、第 54 条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(乗車券不正使用未遂の場合の取扱い)

第 58 条 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券を使用した場合は、これを無効として回収する。ただし他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

第 2 節 乗車券の効力

(有効期間)

第 59 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号による。

- (1) 普通乗車券
 - ① 片道乗車券 1 日とする。
 - ② 往復乗車券 2 日とする。
- (2) 定期乗車券 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、学期(通学のみ)とする。
- (3) 普通回数乗車券 6 ヶ月とする。
- (4) 団体乗車券 その都度定める。
- (5) 貸切乗車券 その都度定める。
- (6) 特殊割引乗車券 その都度定める。

(途中下車)

第 60 条 旅客は、旅行開始後その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後、再び電車に乗り継いで旅行することができないものとする。ただし、乗継のための下車を除く。

(改氏名の場合の定期乗車券の書替)

第 61 条 定期乗車券の使用人は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出して、その氏名の書替を請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第 62 条 乗車券(往復乗車券、普通回数乗車券については、その使用する券片)は次の各

号の 1 に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第 126 条、第 127 条及び第 128 条の取扱いを受けたとき。
- (3) 旅客が鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

（定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合）

第 63 条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 使用資格者を限定して発売した割引の乗車券を当該使用資格者以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項を、ぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続していない 2 枚以上の普通乗車券若しくは普通回数乗車券又は普通乗車券と普通回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (6) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (7) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
- (8) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。
- (9) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (10) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。
- (11) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
- (12) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

第 64 条 定期乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。ただし、通勤定期乗車券をその記名人の同一家族が使用した場合を除く。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格、氏名、年齢、区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。

- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は普通回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
 - (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。
 - (9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。
 - (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第67条による証明書を携帯していないとき。
 - (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (12) その他定期乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(通学定期乗車券の効力)

第65条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した証明書を携帯する場合に限って有効とする。

(被救護者旅客運賃割引証の効力)

第66条 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証の代表者に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表	裏
 旅行証明書 No. _____ 下記の者は、当施設 の被救護者で下記区間を旅行することを証明する。 氏 名 _____ (才) 付添人氏名 _____ (才) 乗 車 区 間 _____ 駅から () _____ 駅まで 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日発行 発 行 者 _____ 所 在 地 _____ 施 設 名 _____ 施設代表者氏名 _____ 代表者 職 印	(注 意) (1) この証明書は、被救護者(付添人)用割引普通乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。 (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならない。 (5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1ヶ月間とする。

第5章 乗車券の様式

第1節 通 則

(乗車券の表示事項)

第67条 乗車券の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 次の各号に掲げる乗車券にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある

- (1) 臨時に発売する乗車券
- (2) その他特殊の乗車券

(この章に規定する乗車券の様式の変更又は補足等)

第68条 この章において規定する乗車券の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項又は印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断し又は入缺する等の方法によって補うものとする。

2 乗車券の様式は、必要によって、次の各号に定めるところにより変更することがある。

- (1) 前条第1項に規定する表示事項
 - イ 表示事項の一部の裏面表示
 - ロ 表示事項の配列の変更
- (2) 前号以外の様式
 - イ 乗車券の寸法の変更
 - ロ 表示事項の表示箇所、配列又は表示方法の変更
 - ハ 表示事項の一部の省略又は追加

3 乗車券の様式で、大人、小児等に共用できる様式のものであつても、専用の様式のものを使用することがある。

4 小児用の乗車券は、次に規定する記号を関係片の表面に印刷する。

- (1) 小児用の乗車券 「小」又は「こども」

（乗車券の駅名の表示方）

第 69 条 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券の乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。

（旅客運賃の割引等に対する表示）

第 70 条 旅客運賃の割引等を行う乗車券には、その証として、関係券片の表面にゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。

(1) 大人用又は大人小児用の乗車券を小児用とするもの

イ 大人用の乗車券を小児用に代用するもの及び大人小児用の普通回数乗車券を小児に発売するもの



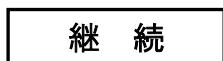
ロ 乗車券発売機用の大人小児用の乗車券を小児用とするもの

小

(2) 再交付するもの



(3) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券を、その有効期間の開始日前から有効とさせるもの



第2節 乗車券の様式

(片道乗車券の様式)

第71条 片道乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 補充片道乗車券



(2) 一般式乗車券発売機用



(往復乗車券の様式)

第72条 往復乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 発券端末機用往復乗車券



(2) 補充往復乗車券

福井鉄道		福井鉄道	
かえり	No. 00402	ゆき	No. 00402
から		から	
まで		まで	
通 用 開始日		通 用 開始日	
2日間有効 下車前途無効		2日間有効 下車前途無効	
¥		円	

(車内補充券の様式)

第 73 条 車内補充券の様式は、次のとおりとする。

福井鉄道・えちぜん鉄道特別補充券

月 日

人	大人	子ども	その他	領 取 額
員				円

手回	区変	身療	障救	介指	往復
発	着	駅	発	着	駅
	たけふ新		ベル前		中 角
	北 府		花 堂		鷲塚針原
	スポーツ		赤十字前		太郎丸
	家 久		商工会議所前		西春江
	サンドーム		足羽山公園口		西長田
	西鯖江		福井駅		下兵庫
	西山公園		福井城址		大 関
	水 落		仁愛女高		本 荘
	神 明		田原町		番 田
	鳥羽中		田原町経由		あわら
	三十八社		まつもと		水 居
	泰澄の里		西別院		三国神社
	浅 水		福大前		三 国
	ハーモニー		日華化学		三国港
	清 明		八ツ島		
	江 端		新田塚		

当日限り有効 (但し往復は2日間)
下車前途無効 (印)

(定期乗車券の様式)

第 74 条 定期乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 発券端末機により発行する定期乗車券



(2) 補充定期乗車券

福井鉄道株式会社				通 用 1 ヶ 月	通 用 3 ヶ 月	通 用 6 ヶ 月	通 勤			
通勤定期乗車券							No.00001			
—				通 用 1 ヶ 月	通 用 3 ヶ 月	通 用 6 ヶ 月	—			
平成	年	月	日から				経由（		平成	年
平成		年		月			平成	年	月	日まで
も			殿		才	運賃			円	
平成	年	月	日				平成	年	月	日
駅発行							駅発行			

(回数乗車券の様式)

第 75 条 回数乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 常備普通回数乗車券



(2) 補充普通回数乗車券

普通回数乗車券
(報告用)

No.00000

円

駅発行

平成 年 月 日

一部券片を使用した後は、払い戻しはできません。

福井鉄道

普通回数乗車券

No.00000

有効期間 発売日から6ヶ月

円

駅発行

平成 年 月 日

〈本券片はご利用できません〉

普通回数乗車券 No.00000-11 (終)

下車前途無効 福井鉄道

普通回数乗車券 No.00000-10

下車前途無効 福井鉄道

普通回数乗車券 No.00000-1

下車前途無効 福井鉄道

（団体乗車券の様式）

第 76 条 団体乗車券の様式は、次のとおりとする。

福鉄

56-1961

団体乗車券

普通

たけふ新

UKUTETSU

北府

乗降日付	承認番号
2023年 -2月 25日	
団 体 名	
福武工業株式会社 殿	
引 率 者	
福武 一郎 様	
実際乗車人員	
大人	こども
10	0
割引率	団体旅客運賃
1割	1,700円

2023.-2.27

鉄道部発行

(貸切乗車券の様式)

第 77 条 貸切乗車券の様式は、次のとおりとする。

80-0709

団体乗車券

貸切

たけふ新

北 府

発券日付	承認番号
2023年 -2月 25日	
団 体 名	
福武工業株式会社 殿	
引 率 者	
福武 一郎 様	
乗車人員	
大人	子ども
	0
割引率	団体旅客運賃

2023.-2.27

鉄道部発行

第6章 乗車券の改札及び引渡し

第1節 通則

(乗車券の改札)

第78条 乗車の目的で乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券を所持して、係員の改札を受け、定められた場所から入場しなければならない。

2 前項の規定による外、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についても又同じ。

3 IC O C A乗車券はIC改札機で入出場しなければならない。

(乗車券の引渡し)

第79条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、若しくは不要となった場合、又はその乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

第2節 乗車券の改札及び引渡し

(普通乗車券の改札及び引渡し)

第80条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入検等を受けるものとする。

2 IC O C A乗車券はIC改札機で入場するものとする。

3 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札及び引渡し)

第81条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 IC O C A定期券はIC改札機で入出場するものとする。

3 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。但し、IC O C A定期券はこの限りでない。

(普通回数乗車券の改札及び引渡し)

第82条 普通回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入検を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引き渡すものとする。

（団体乗車券の改札及び引渡し）

第 83 条 団体乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び途中下車をする際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通則

(乗車変更等の取扱箇所)

第84条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は車内において行う。ただし、旅客運賃の払戻しは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通則

(乗車変更の種類)

第85条 旅客が、その所持する乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車券を必要とする場合に当社が取り扱う変更(この変更を「乗車変更」という。)の種類は、乗車変更の申し出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該乗車券による旅行開始前又は使用開始前に申し出があった場合
乗車券変更
- (2) 当該乗車券による旅行開始後又は使用開始後に申し出があった場合
 - イ 区間変更
 - ロ 団体乗車券変更

(別途乗車)

第86条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき、又は旅客運賃計算後の打切り等によって旅客の希望するとおりの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取り扱う。

第2款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券変更)

第87条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該普通乗車券から他の普通乗車券に変更(この変更を「乗車券変更」という。)することができる。

2 乗車券変更の取扱いをする場合は、原乗車券に対するすでに収受した旅客運賃とを比

較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しをする。

- 3 前項の規定により旅客運賃の計算をする場合に、原券乗車券が割引のものであった場合、実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

第3款 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

第88条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅について、着駅を、当該着駅を超えた駅への変更(この変更を「区間変更」という。)をすることができる。

- 2 区間変更をする場合は次の各号に定めるところにより取り扱う。

- (1) 原乗車券の区間に対するすでに収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額を収受する
- (2) 原乗車券が割引普通乗車券であった場合、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

(団体乗車券変更)

第89条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、区間変更又乗車列車の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上の支障がない場合に限り取扱う。

- 2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員又は、変更人員に対して、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃を収受する。この場合、旅客運賃については無割引の普通旅客運賃によって計算する。

- (1) 区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃の計算方は、第51条、第52条及び第53条の規定を準用する。

(旅客運賃の払戻しをしない場合)

第90条 旅客は、第55条の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払戻しを請求することができない。

第3節 乗車券の無札及び無効

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第91条 旅客が、次の各号の1に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 係員の承諾を受けず乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入鋏を受けないで乗車したとき。
- (3) 第65条の規定によって無効となる乗車券(偽造の乗車券を含む。)で乗車したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取集めの際に引き渡しをしないとき。

2 前項の場合、旅客が第65条第1項第5号の規定により無効となる2以上の普通回数乗車券で乗車したときは、当該各普通回数乗車券の券面に表示された区間と区間外とを通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を当該旅客から収受する。

3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第4項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から収受する。

4 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第65条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申込者から第1項の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。

(定期乗車券等不正使用旅客に対する旅客運賃の収受)

第92条 第64条の規定により定期乗車券を無効として回収した場合は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 第64条第1項第1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日(第5号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日)から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合はその発売の日から、同項第9号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して、券面に表示された区間(同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間)を毎日1往復(又は2回)ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃。
- (2) 第64条第1項第6号に該当する場合であって回数乗車券を使用したときは、定期乗車券及び回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、当該券片に対して往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃。

- (3) 第 64 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって普通乗車券を使用したとき及び同項第 10 号から第 12 号までの 1 に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃。

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃の計算方)

第 93 条 第 91 条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅から同条の規定を適用する。

第 4 節 乗車券の紛失

(乗車券紛失の場合の取扱方)

第 94 条 旅客が、旅行開始後、乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定できないときは、既に乗車した区間については、第 91 条又は第 93 条の規定による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃を収受し、又、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して、増運賃は収受しない。

- 2 第 1 項後段の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券(定期乗車券及び回数乗車券を除く)を紛失した場合に準用する。

(団体乗車券又は貸切乗車券紛失の場合の取扱方)

第 95 条 旅客が団体乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第 94 条の規定にかかわらず、別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体乗車券を再交付することがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券についてすでにその旅客運賃の払い戻しをしている場合を除く。

第 5 節 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払戻し)

第 96 条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入検前で、かつ、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。

- 2 前項の規定により払戻しの請求をした旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 160 円を支払うものとする。

- 3 前 1 項の規定により払戻しの請求をした乗車券が往復を発売条件として発売した割引乗車券であって往片を使用している場合の払戻し額は、同項の規定にかかわらず、既に収受した往復旅客運賃から既に使用した往片の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

（使用開始前の定期旅客運賃、回数旅客運賃の払戻し）

- 第 97 条** 前条第 1 項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券、使用開始前の回数乗車券について準用する。
- 2 前項の規定により払戻しの請求をした旅客は、手数料として、定期乗車券 1 枚につき 550 円、回数乗車券 1 冊につき 230 円を支払うものとする

（旅行開始前の団体旅客運賃の払戻し）

- 第 98 条** 旅客は、旅行開始前に団体乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを駅に差し出したときに限ってすでに支払った団体旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 230 円を支払うものとする。

（旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃の払戻し）

- 第 99 条** 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、旅客運賃の払戻しを請求することができない。
- 2 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず、第 98 条の規定を適用する。

（不乗区間に対する旅客運賃の払戻しをしない場合）

- 第 100 条** 旅客は、第 53 条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合の不乗区間については、旅客運賃の払戻しを請求することができない。

（定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻し）

- 第 101 条** 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 550 円を支払うものとする。
- 2 前項の計算においては、払戻し請求の当日は経過日数に算入し、又、1 ヶ月未満の経過日数は 1 ヶ月として計算する。

3 第 1 項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

- (1) 使用経過月数が 1 ヶ月又は 3 ヶ月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
- (2) 使用経過月数が 2 ヶ月のときは、1 ヶ月に相当する定期旅客運賃の 2 倍の額
- (3) 使用経過月数が 4 ヶ月のときは、3 ヶ月と 1 ヶ月に相当する定期旅客運賃の合算額

(普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻し)

第 102 条 旅客は、普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った普通回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数（総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする）を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 冊につき 230 円を支払うものとする。

第 6 節 運行不能及び遅延

(列車の運行不能及び遅延の場合の取扱方)

第 103 条 旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、次の各号の 1 に該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券について、当該各号の 1 に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券及び回数乗車券を使用する旅客は第 105 条に規定する無賃送還(定期乗車券による無賃送還を除く)、第 107 条に規定する有効期間の延長若しくは旅客運賃の払戻しの取扱いに限って請求することができる。

- (1) 列車が運行不能となったとき
 - イ 第 104 条に規定する旅行の中止並びに旅客運賃の払戻し
 - ロ 第 105 条に規定する無賃送還並びに旅客運賃の払戻し
- (2) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって、当該列車に乗車することができないとき。
 - イ 第 104 条に規定する旅行の中止並びに旅客運賃の払戻し
- (3) I C O C A で入場した場合は別途定める I C カード乗車券取扱規程に準ずる。

2 旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券(定期乗車券及び回数乗車券を除く)が不要となった場合は、これを駅に差し出して、すでに支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。ただし、有効期間内のものであるときに限る。

（旅行中止による旅客運賃の払戻し）

第 104 条 前条第 1 項の規定により、旅客が旅行を中止し、乗車券を駅に差し出して旅客運賃の払戻しの請求をした場合は、旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃の払戻しをする。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、旅行中止駅・着駅間に対する当該割引の旅客運賃とする。

（無賃送還の取扱方）

第 105 条 第 103 条第 1 項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までの区間を最近の列車に乗車する場合に取り扱う。I C O C A では取扱しない。
- (2) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
- (3) 旅客が前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の規定により無賃送還を行った場合は次の各号の定めるところにより旅客運賃の払い戻しをする。

- (1) 発駅まで無賃送還したときは、既に収受した旅客運賃の全額。
- (2) 発駅に至る途中駅まで無賃送還をしたとき又は旅客が無賃送還中の途中駅に下車したとき
 - ア 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃。
 - イ 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する割引の普通旅客運賃。

3 第 1 項に規定する無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後 1 回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

4 I C O C A で入場した場合は I C カード乗車券取扱規程第 30 条に定めるところによる。

（旅客運賃の払戻し駅）

第 106 条 第 104 条及び第 105 条の規定により、旅客運賃の払戻しを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払戻しの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

（定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払戻し）

第 107 条 旅客は第 103 条第 1 項の規定により定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払戻しをする場合は、列車が運行休止のため、引き続き 5 日

以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の延長又は次の各号に定める金額の払戻しを請求することができる。

但し、I C O C A定期券に限り有効期間延長は行わず、有効期限終了後に相当日数分の払戻しを請求できるものとする。

(1) 定期乗車券

使用しない区間の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数で除し、その10円未満のは数を10円単位に切り上げた日割額に、休止日数を乗じては数整理した額

イ 有効期間が1ヶ月のものにあつては、30日

ロ 有効期間が3ヶ月のものにあつては、90日

ハ 有効期間が6ヶ月のものにあつては、180日

(2) 普通回数乗車券

普通回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除し、は数計算した額

第7節 誤乗及び誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第108条 旅客(定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客を除く)が、乗車券面に表示され区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(誤乗区間無賃送還の取扱い方)

第109条 前条の規定による無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

(2) 旅客が無賃送還中に途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

(乗車券の誤購入の場合の取扱い方)

第110条 旅客が誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一・類似その他やむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しする。

第8章 振替輸送

第1節 通則

（振替輸送の取扱い）

第111条 当社とえちぜん鉄道において、運行不能又は運転休止となった場合、振替輸送を行うことができる。

第2節 振替輸送の取扱区間、取扱旅客等

（振替輸送取扱区間）

第112条 当社とえちぜん鉄道の振替輸送区間は下記のとおりとする。
当社線及びえちぜん鉄道線間

当社	えちぜん鉄道
田原町	田原町
仁愛女子高校 福井城址大名町	西別院 まつもと町屋 福井口 新福井
福井駅	福井

（振替輸送の取扱旅客）

第113条 振替輸送の取扱いを受けることができる旅客は、振替輸送取扱区間内を発着または通過する旅客で、かつ、乗車に有効な乗車券を所持しているか区間内を運行する貸切列車の旅客に限る。

（振替輸送の実施と解除）

第114条 振替輸送の実施と解除はこれを安全統括管理者が行う。

2 安全統括管理者が実施できないときは運転管理者等が代行する。

（乗車券の取扱い）

第115条 IC O C A定期券の定期券控えを所持していない場合 及び 貸切列車の旅客に振替乗車票を発行する。貸切列車の旅客には「貸切」と明記する。

振替乗車証様式

〈 振替乗車証 〉 田原町駅 ⇄ 福井駅 当日限り有効。途中下車できません。 着駅でお渡しください。 福井鉄道
--

2 乗車券は次のように取扱いする。

(1) 当社が運行不能の場合

- イ 旅客の乗車券は回収しない。
- ロ 振替輸送を引き受けた相手方運輸機関が、旅客の乗車および降車の際、乗車券を確認する。I C O C A定期券は定期券控えを確認する。

(2) 相手方運輸機関が運行不能の場合

- イ 当社が、旅客の乗車および降車の際、乗車券を確認する。I C O C A定期券は定期券控えを確認する。
- ロ 降車の際、旅客の乗車券を回収する。ただし、定期券および振替輸送区間の前途に対し有効な乗車券は回収しない。

3 代行バスを運行した場合も同様の取扱いとする。

(手回り品の取扱い)

第116条 振替輸送の取扱いをする旅客が携行する手回り品は、既に有料手回り品としての取扱いを受けたものについては、そのまま車内に持ち込むことができる。

第9章 入場券

(入場券の発売)

第117条 次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。入場者の年齢別の区分については、第40条の規定を準用する。

- (1) 大人
- (2) 小児(大人及び小児が、2人を超える乳幼児を随伴するときは、その超える乳幼児については、小児とみなす)

2 入場券は、入場する日の当日に発売する。

(入場券の料金)

第118条 入場券の料金は、1枚について、次のとおりとする。

- | | |
|----|------|
| 大人 | 180円 |
| 小児 | 90円 |

(入場券の効力)

第119条 入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限って使用することができる。

2 入場券所持者は、列車内に立ち入ることができない。

(入場券が無効となる場合)

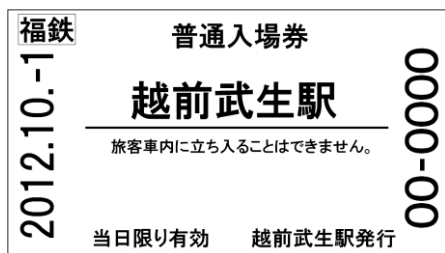
第120条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
- (3) 大人が小児の入場券を使用したとき。
- (4) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の様式)

第121条 入場券の様式は、次のとおりとする。



（入場券の改札及び引渡し）

第 122 条 入場券は、入場の際に係員に呈示して改札を受けかつ、入鋏を受けるものとする。

- 2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。その効力を失った場合も又同じ。

（無札入場者）

第 123 条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合、又は第 116 条の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第 114 条の規定による入場料金を徴収する。

- 2 前項の規定は、第 116 条第 2 項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

（入場料金の払戻し）

第 124 条 第 6 条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合、旅客は入場料金額の払戻しを請求することができる。

- 2 前項による場合の外、入場料金の払い戻しはしない。

第 10 章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第 125 条 旅客は、第 126 条又は第 127 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第 3 号に掲げるもの(以下「危険品」という。)及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 暖炉及びこん炉(乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く)
- (3) 死体
- (4) 動物(小数量の小鳥、小虫類、初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第 128 条に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第 129 条の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く)
- (5) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (6) 車両を破損するおそれがあるもの
- (7) 包丁類、ナイフ類、なた、鎌、はさみ、のこぎりなど(旅客に危害を及ぼすおそれがないように梱包されたものを除く)

(注) 別表第 3 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。

- 2 旅客が、手回り品中に危険品を収納している疑があるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。
- 3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

(無料手回り品)

第 126 条 旅客は、第 125 条に規定する以外の携帯できる物品であつて、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺最大の和が、250 センチメートル以内のもので、その重量が 30 キログラム以内のものの無料で車内に持ち込むことができる。ただし、長さ 2 メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

- 2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車は次の場合に限り無料で車内に持ち込むことができる。
 - (1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は、折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの
- 3 旅客は、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限

り、次の各号の 1 に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

- (1) 身体障害者補助犬法（平成 14 年度法律第 49 号）第 16 条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第 12 条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助認定証を所持する場合に限る。
- (2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 14 条第 1 項にいう政令で定める盲導犬、ただし、盲導犬ハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

（有料手回り品及び手回り品料金）

第 127 条 旅客は、犬、猫、鳩又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類は除く）であって、専用の容器に入れるか、他の旅客に迷惑を及ぼさないようにして係員の承諾を得た場合は、330 円の手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

（手回り品切符）

第 128 条 第 123 条の規定により手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、手回り品切符又はこれに代る証票を交付する。

2 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする

福鉄 56-0157
手回り品切符

持込年月日 数量

備考 料金 円

330

2012.12.28 鉄道部発行

・この切符は、表記の持込年月日に使用されないと無効になります。
 ・この切符は、乗車 1 回に限り、表記の区間に限って有効です。
 ・この切符は、乗車の際、係員に提示して入鉄を受け、持ち下してください。
 ・この切符は、下車された駅で係員にお渡しください。
 ・手回り品は、御自分で保管してください。

（手回り品切符の入鉄等）

第 129 条 手回り品切符又はこれに代わる証票は、切符又は証票に表示された条件に従って当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に限って有効とする。

2 手回り品切符又はこれに代わる証票は、次の各号により係員の検査を受けるとともに、

下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。

- (1) 前条 2 項の規定による手回り品切符は、有料手回り品を持込む際に係員に呈示してその下部に入銚を受けた後携帯する。係員から請求があるときはいつでもこれを呈示する。
- (2) 普通手回り品切符に代わる証票は、旅客がこれを携帯し係員から請求があるときは、いつでもこれを提示する。

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第 130 条 旅客が、第 125 条第 1 項ただし書きの規定による車内に持ち込むことのできない物品又は、第 127 条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は旅客を最近の駅に下車させ、次に定める荷物運賃及び増運賃を収受する。

10Kg まで	20kg まで	30 kg まで	50 kg まで	以上 20kg までを増すごとに
600 円	750 円	900 円	1,150 円	330 円

- (1) 第 125 条ただし書き第 1 号から第 6 号までの規定による物品を持ち込んだとき。
当該物品 1 個ごとの重量によって計算した相当荷物運賃及びその 10 倍に相当する増運賃を収受するほか、危険品にあっては、次に定める増運賃を合わせて収受する。この場合、当該物品中に危険品以外の物品を混じたときは、危険品の重量(容器又は荷造りの重量を含む)のみについて計算する。
ア 火薬類 1 キログラムについて 1,000 円
イ その他の危険品 1 キログラムについて 300 円
- (2) 前号の外、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき
車内に持ち込んだ物品の総重量によって計算した相当荷物運賃(持込物品が 2 個以上であって、それぞれ適用する荷物運賃を異にするときは、その全部に対して最高割増を適用して計算する。)及びその 2 倍に相当する増運賃を収受する。ただし、増運賃は、旅客が、物品の無賃運送を図り荷物運賃を免れる意思が明らかであるときに限って収受する。

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

第 131 条 旅客が第 125 条ただし書き第 1 号から第 7 号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

第 132 条 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等的手段により物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について、第 126 条の規定を準用する。

(手回り品の保管)

第 133 条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

第 11 章 携帯品の一時預り及び遺失物の回送

第 1 節 携帯品の一時預り

(一時預り品の取扱駅・取扱範囲及び取扱時間)

第 134 条 旅客の携帯品は、別に定める駅において、一時預りの取扱いをする。ただし、次の各号の 1 に該当する物品については、一時預りの取扱いをしない。

- (1) 1 個の長さが 2 メートル(運動用具・つり道具及び天幕生活用品を除く)を超えるものの
- (2) 1 個の最少の立方形の長さ、幅及び高さの和が 2 メートルを超えるもの
- (3) 1 個の重量が 30 キログラムを超えるもの
- (4) 他の物品を汚損するおそれがあるもの
- (5) 臭気を発するもの又は不潔なもの
- (6) 腐敗又は変質しやすいもの
- (7) 荷造りが不完全なもの
- (8) 危険品
- (9) 荷物規則別表に定めるもの
- (10) 動物
- (11) 死体

2 一時預りの取扱い時間は、当該駅に掲示する。

(種類及び性質の申出)

第 135 条 旅客は、携帯品預入れの際、その種類及び性質を申し出るものとする。

2 容器・荷造等から携帯品の内容が判明せず、かつ、旅客の申出に疑があるときは、旅客においてその内容を明らかにした場合に限って、一時預りの取扱いをする。

(一口の範囲)

第 136 条 一時預り品は、1 個を一口とする。ただし、集団の旅客から同時に携帯品 2 個以上の一時預けの申出があった場合で、預け日数その他の取扱い条件を同じくするときは、これらを一口として取り扱うことがある。

(一時預り料)

第 137 条 携帯品について一時預りの取扱いをする場合は、1 個 1 日 1 回について、500 円の一時預り料を収受する。ただし、預入れの日から 6 日以後の日については、その 2 倍とする。

- 2 前項の規定による料金は、携帯品預入れの際に、預入れ当日 1 日分の相当額を収受し、預け日数 2 日以上のもは、その残額を一時預り品引渡しの際に収受する。

(一時預り切符)

第 138 条 携帯品の一時預りを受け付けるときは、一時預り切符を交付する。

- 2 一時預り切符の様式は、次のとおりとする

福鉄 56-0158
一時預かり精算書

- ・一時預り料は 1 個 5 日までは同額ですが、6 日目からは倍額となります。
- ・預り期間は 15 日以内ですがその期間を過ぎてもお取引のないときは正規により処理することになっています。
- ・預り品は一時預り料の残額及びこの切符と引換えにお渡しいたします。

品 名	数 量
	1

引 渡 日	料 金
	円

2012. 2. 28 鉄道部発行

(一時預り期間)

第 139 条 預け主は、預入れの日から 15 日以内に、一時預り品を引き取らなければならない。

- 2 前項に規定する期間内に一時預り品を引き取らない場合は、事故荷物として、預け駅又は当社が指定した駅において保管する。

(一時預り品の引渡し)

第 140 条 一時預り品は、一時預り切符と引換えに引渡しをする。ただし、当社が正当権利者であると認めるときは、その受領印を受けて引渡しをする。

第2節 遺失物の回送

(遺失物の回送)

第141条 遺失物が傘、つえ、帽子、ハンドバッグその他これに類する身の回り品であつて、重量が5キログラム以内で、かつ、取扱上支障を生ずるおそれがないと認められるときは、1回に限り、遺失者の申出により別に定める駅のうち、その指定する駅まで無賃で回送の取扱いをする。ただし、当社は、その物品に滅失・破損等の損害が発生した場合でも、故意又は重大な過失があるときを除いて、賠償の責任を負わない。

(物品の無賃送還を図った場合の処置方)

第142条 旅客又は公衆が、その携帯品を遺失物のように装って物品の無賃送還を図った場合は、当該物品の運送区間について、第124条の規定を準用する。

附則 ICカード及びICカード乗車券の取扱は、別に定めるICカード乗車券取扱規程及び、WEB乗車券乗車券取扱規程に準ずる。

2 この達は、令和7年10月15日から施行する。

別表第1号イ(第49条第1号イ)

通勤定期旅客運賃(鉄道区間内相互発着となる場合)

営業キロ	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
2キロメートルまで	8, 190	23, 340	44, 230
2キロメートルをこえ 4キロメートルまで	10, 140	28, 900	54, 760
4キロメートルをこえ 6キロメートルまで	12, 090	34, 460	65, 290
6キロメートルをこえ 8キロメートルまで	13, 260	37, 790	71, 600
8キロメートルをこえ 10キロメートルまで	14, 040	40, 010	75, 820
10キロメートルをこえ 12キロメートルまで	15, 120	43, 090	81, 650
12キロメートルをこえ 14キロメートルまで	15, 480	44, 120	83, 590
14キロメートルをこえ 16キロメートルまで	15, 840	45, 140	85, 540
16キロメートルをこえ 18キロメートルまで	16, 200	46, 170	87, 480

別表第1号ロ(第49条第1号ロ)

通勤定期旅客運賃(軌道区間内相互発着)※鉄道線のうち赤十字前と鉄軌道分界点間を含む

営業キロ	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
福井市内均一区間	7, 020	20, 010	37, 910
赤十字前～福井市内均一区間	8, 190	23, 340	44, 230

別表第1号ハ(第49条第1号ハ)

通勤定期旅客運賃(鉄道区間と軌道区間を連続して乗車する場合)

営業キロ	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
2キロメートルまで	10, 140	28, 900	54, 760
2キロメートルをこえ 4キロメートルまで	12, 090	34, 460	65, 290
4キロメートルをこえ 6キロメートルまで	14, 430	41, 130	77, 920
6キロメートルをこえ 8キロメートルまで	15, 600	44, 460	84, 240
8キロメートルをこえ 10キロメートルまで	16, 770	47, 790	90, 560
10キロメートルをこえ 13キロメートルまで	16, 770	47, 790	90, 560
13キロメートルをこえ 14キロメートルまで	17, 550	50, 020	94, 770
14キロメートルをこえ 18キロメートルまで	17, 550	50, 020	94, 770

別表第2号イ（第49条第2号イ）

通学定期旅客運賃（鉄道区間内相互発着となる場合）

営業キロ	1ヶ月	3ヶ月	ヶ月
2キロメートルまで	6,680	19,040	36,070
2キロメートルをこえ4キロメートルまで	7,800	22,230	42,120
4キロメートルをこえ6キロメートルまで	9,300	26,510	50,220
6キロメートルをこえ8キロメートルまで	10,200	29,070	55,080
8キロメートルをこえ10キロメートルまで	10,530	30,010	56,860
10キロメートルをこえ12キロメートルまで	11,340	32,320	61,240
12キロメートルをこえ14キロメートルまで	11,610	33,090	62,690
14キロメートルをこえ16キロメートルまで	11,880	33,860	64,150
16キロメートルをこえ18キロメートルまで	12,150	34,630	65,610

別表第2号ロ（第49条第2号ロ）

通学定期旅客運賃（軌道区間内相互発着）※鉄道線のうち赤十字前と鉄軌道分界点間を含む

営業キロ	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
福井市内均一区間	5,510	15,700	29,750
赤十字前～福井市内均一区間	6,680	19,040	36,070

別表第2号ハ（第49条第2号ハ）

通学定期旅客運賃（鉄道区間と軌道区間を連続して乗車する場合）

営業キロ	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
2キロメートルまで	7,800	22,230	42,120
2キロメートルをこえ4キロメートルまで	9,300	26,510	50,220
4キロメートルをこえ6キロメートルまで	10,210	29,100	55,130
6キロメートルをこえ8キロメートルまで	11,040	31,460	59,620
8キロメートルをこえ10キロメートルまで	11,870	33,830	64,100
10キロメートルをこえ13キロメートルまで	11,870	33,830	64,100
13キロメートルをこえ14キロメートルまで	12,420	35,400	67,070
14キロメートルをこえ18キロメートルまで	12,420	35,400	67,070

別表第3号（第121条第1項）

危険品

番号	品目	危険品の品目	適用除外の物品
1	火薬類	(一) 火薬 イ 黒色火薬その他硝酸塩を主とする火薬 ロ 無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬 ハ 過塩素酸塩を主とする火薬 (二) 爆薬 イ 雷こうその他の起爆薬 ロ 硝安爆薬 ハ 塩素酸カリ爆薬 ニ カーリット ホ その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬 ヘ 硝酸エステル ト ダイナマイト類 チ ニトロ化合物とこれを主とする爆薬 (三) 火工品 雷管、実包、空包、信管、火管、導爆線、雷管又は火管付薬きょう、火薬又は爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発射器用ロケットその他の加工品	次に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (一) 銃用火薬で、重量(容器及び荷造りの重量を含む。)が一キログラム以内のもの (二) 振動、衝撃等によつて発火するおそれのない容器に収納した銃用雷管又は銃用雷管付薬きょうで四百個以内のもの (三) 銃用実包又は銃用空包で、弾帯又は薬ごうに挿入し、又は振動衝撃等によつて発火するおそれのない容器に収納した二百個以内のもの
2	高圧ガス	(一) 圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、	次に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れ

		硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス（二酸化炭素）、亜酸化窒素ガス（笑気ガス）、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガスその他の圧縮ガス及びその製品 (二) 液化ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液体プロパン、液体炭酸、液体亜硫酸、フロン二二、フロン二二、液化シアン化水素（液体青酸）、塩化エチル、塩化メチル（メチルクロライド）、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、酸化メタンその他の液化ガス及びその製品	ることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。 (一) 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで二本以内のもの (二) 消火器内に封入した炭酸ガス二本以内のもの (三) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で、2リットル以内のもの又は容器・荷造りとの重量が2キログラム以内のもの。
3	マッチと軽火工品	(一) マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リン	次に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。

		マッチ (二) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、発煙信号かん(発煙筒を含む。)、発煙剤、煙火、がん具煙火、競技用紙雷管(大形紙雷管を含む。)、がん具用軽火工品、始動薬、冷始動薬(始動栓、発火薬又は着火器ともいう。)、冷始動発熱筒、始発筒その他の軽火工品	(一) 安全マッチで、重量(容器及び荷造りの重量を含む。)が三キログラム以内のもの (二) 導火線又は電気導火線で、重量(容器及び荷造りの重量を含む。)が三キログラム以内のもの (三) がん具煙火、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品で重量(容器及び荷造りの重量を含む。)が一キログラム以内のもの (四) 信号えん管及び信号火せんで実重量が五百グラム以内のもの (五) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始発筒で、重量(容器及び荷造りの重量を含む。)が三キログラム以内のもの
4	油紙、油布類	(一) 油紙、油布とその製品 (二) 擬ウールじゅうとその製品 (三) 動植物油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維	危険品、その容器及び荷造りの合計重量が五キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
5	可燃性液体	(一) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール軽油、ベンゼン(ベンゾー	(一) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品(揮発油

		ル)、トルエン(トルオール)、キシレン(キシロール又はザイロール)、メタノール(メチルアルコール又は木精)、アルコール(変性アルコールを含む。)、アセトン、二酸化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、クロジオン、クロロシラン、アセトアルデヒド、パラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ピリジン、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、蟻酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル(エチルプロマイド)、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール(ブチルアルコール)、フーゼル油、松根油、テレピン油(松精油)、灯油(石油)、軽油(ガス油)、重油(バunker油、ディーゼル重油)、その他の可燃性液体及びその製品 (ペンキ) (二) ニトロベンゼン(ニトロベンゾール) (三) ニトロトルエン(ニトロトルオール)	等の可能性液体そのものは除く)で、2リットル以内のもの又は容器・荷造りとも重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。
6	可燃性固体	金属カリウム、金属ナトリウム(金属ソーダ)、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム(粉状、箔状又はひも状のものに限る。)、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石(硝酸カリウム)、硝酸アンモニウム(硝酸アンモン又は硝安)、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノールその他の可燃性固体及びその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造りとも重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
7	吸湿発熱物	ハイドロサルハイト、生石灰(酸化カルシウム)、低温焼成ドロマイト、リン化カルシ	乾燥した状態のカーバイドで、破損するおそれのない容器に密閉した一個の重量が二十

		ウム、カーバイド(炭化カルシウム)	キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
8	酸類	(一) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン(塩化スルフリンを含む。)、沸化水素酸 (二) 薬液を入れた鉛蓄電池	次に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (一) 酸類で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造りした ○・五リットル以内のもの (二) 薬液を入れた鉛蓄電池で堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造りしたもの
9	酸化腐しよく剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム(塩酸バリウム)、塩素酸ナトリウム(塩素酸ソーダ)、過塩素酸アンモニウム(過塩素酸アンモン)、塩化リン、過酸化ナトリウム(過酸化ソーダ)、過酸化バリウム、晒粉、臭素(ブロム)、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン(クロルアセトフェノン)、ジニトロゾレゾルシン鉛、パラトルオール、スルホクロリット、四塩化チタン、三酸化クローム(無水クロム酸)、過酸化ベンゾイル、シリコンAC八七その他の酸化腐しよく剤及びその製品	次に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (一) 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造りした○・五リットル以内のもの (二) 晒粉及び酸化腐しよく剤製品で、重量(容器及び荷造りの重量を含む。)が三キログラム以内のもの
10	揮散性毒物	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)、ノエロシリコン、塩化硫黄、クロルビクリン、四エチル	次に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。

		鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸その他の揮散性毒物	(一) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造りした〇・五リットル以内のもの (二) 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので、重量(容器及び荷造りの重量を含む。)が三キログラム以内のもの
11	放射性物質	核燃料物質・放射性同位元素(ラジオ・アイソトープ)	
12	セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で、実重量が300グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
13	農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉍油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (一) 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の適用を受けないもの。 (二) 拡散用高圧容器に封入した農薬で二本以内のもの。

備考 この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量はその内容物の実重量を示すもので、容器、荷造り等の重量は含まない。

I Cカード乗車券取扱規程

福井鉄道株式会社
鉄道事業本部

I Cカード乗車券取扱規程 改正達示控

[illegible]

ＩＣカード乗車券取扱規程

第１章 総 則

（この規程の目的）

第1条 この規程は、福井鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、ＩＣカードを媒体とした定期乗車券及びストアードフェアカード（以下「ＩＣカード乗車券」といいます。）により当社線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

（適用範囲）

第2条 当社が発行するＩＣカード乗車券（以下「ＩＣＯＣＡ乗車券」といいます。）についてのサービス内容とご利用条件は、この規程の定めるところによります。

２ 他社が発行するＩＣカード乗車券による当社線に係る旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、この規程の定めるところによります。

３ 第１項の定めにかかわらず、WESTER ポイント（チャージ専用）サービスについてのサービス内容とご利用条件は、WESTER ポイント（チャージ専用）サービス規程の定めるところによります。

４ この規程が改定された場合、以後のＩＣカード乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、改定された規程の定めるところによります。

５ この規程に定めていない事項については、別に定めるものによります。

（注）別に定める主なものについては、次のとおりです。

（１）旅客営業規則

（２）西日本旅客鉄道株式会社（以下、ＪＲ西といいます。）のＩＣカード乗車券取扱約款

（３）ＷＥＢ乗車券乗車券取扱規程

（用語の意義）

第3条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

（１）「当社線」とは、当社の経営する鉄・軌道線をいいます。

（２）「ＩＣＯＣＡ」とは、ストアードフェアカードの機能のみを搭載したＩＣＯＣＡ乗車券をいいます。

（３）「小児用ＩＣＯＣＡ」とは、券面に使用者の記名を行ったものであって、記名人である小児のご利用に供するＩＣＯＣＡをいいます。

（４）「地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券」とは、券面に印字を行わず、当社の定期乗車券とストアードフェアカードの機能を搭載したＩＣＯＣＡ乗車券をいいます。当該定期乗車券の情報は地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券とともに交付する地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券内容控に表示します。

（５）「小児用地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券」とは、小児のご利用に供する地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券をいいます。

- (6) 「地域鉄道 I C O C A 定期券内容控」(以下、「定期券内容控」といいます。)とは本条第 4 号、第 5 号の定期券発売時に合わせて交付する定期券内容を記載した控えです。
- (7) 「I C O C A 定期券」とは、鉄道会社等の他社で発売し、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券の機能のみを搭載又は定期乗車券とストアードフェアカードの機能を搭載した I C O C A 乗車券をいいます。
- (8) 「小児用 I C O C A 定期券」とは、小児のご利用に供する I C O C A 定期券をいいます。
- (9) 「I C 改札機」とは、I C O C A 乗車券の改札を行う改札機であって、駅に設備されたもの又は車両に搭載されたものをいいます。
- (10) 「S F」とは、I C O C A 乗車券に記録される金銭的価値をいいます。
- (11) 「チャージ」とは、I C O C A 乗車券に入金して S F を積み増しすることをいいます。
- (12) 「デポジット」とは、I C カードの利用権の代価として収受するものをいいます。
- (13) 「定期利用者」とは、第 6 号に記載された氏名をいいます。
- (14) 「記名人」とは、第 3 号、7 号、8 号で券面に記載された氏名をいいます。
- (15) 「スマート I C O C A」とは、JR 西が指定したクレジットカードをチャージ支払い用に登録した I C O C A 又は I C O C A 定期券であって、サービス内容及びご利用条件等について JR 西が定めたものをいいます。
- (16) 「モバイルデバイスの I C O C A」とは、I C O C A 乗車券のうち、JR 西が指定した携帯情報端末のアプリケーションにおいて使用する I C O C A 又は I C O C A 定期券であって、サービス内容及びご利用条件等について JR 西のモバイル規約に約定したものをいいます。

(契約の成立時期及び適用規定)

第4条 I C O C A 乗車券による契約の成立時期は、I C O C A 乗車券を購入したときとします。

2 個別の運送契約の成立時期は、駅(当社の駅を指します。以下同じ。)又は車両(I C O C A 乗車券の改札を行う I C 改札機を搭載した当社線を運行する車両を指します。以下同じ。)において乗車の際に I C 改札機による乗車処理を受けたときとします。地域鉄道 I C O C A 定期券にかかわる運送契約は、その地域鉄道 I C O C A 定期券を発売したときに成立するものとします。

3 前各項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

(規程の変更)

第5条 当社は、民法548条の4の規定に基づき、以下の場合、本規程を変更することができるとします。

- (1) 本規程の変更が、旅客の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本規程の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 本規程を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の規程の効力発生時期を告知するものとします。

(旅客の同意)

第6条 前条により規程を変更した場合、旅客が変更後に本サービスを利用したことをもつ

て、旅客は変更後の規程に同意したものとみなします。

(利用エリア)

第7条 当社線における I C O C A 乗車券の利用エリアは別表 1 のとおりとします。

- 2 前項の定めにかかわらず、別表 1 の 2 に定める利用エリアをまたがって乗り継ぐ場合に限り、接続駅において乗車することができます。
- 3 第 8 条第 1 項の定めにかかわらず、当社線福井城址大名町電停において乗り継ぐ場合に限り、改札を受けることなく、乗車することができます。

(使用方法)

第8条 I C O C A 乗車券を用いて乗車するときは、第 7 条に定める利用エリア内の駅相互間を I C 改札機による乗車処理を行って乗車し、同一の I C O C A 乗車券により I C 改札機による降車処理を行って降車しなければなりません。

- 2 前項の場合、S F 残額は 10 円単位で旅客運賃等に充当します。

(発売箇所)

第9条 当社における I C O C A 乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。

- 2 前項のほか、第 48 条の規定により、他社で I C O C A 乗車券を発売する場合があります。この場合、発売箇所は他社が別に定めます。

(制限事項等)

第10条 1 回の乗車につき、2 枚以上の I C O C A 乗車券を同時に使用することはできません。

- 2 次の各号の 1 に該当する場合には、I C O C A 乗車券は直接 I C 改札機で使用することができません。
 - (1) 乗車時に S F 残額がないとき（地域鉄道 I C O C A 定期券の有効期間内で有効区間内から入場する場合を除きます。）
 - (2) 降車時に S F 残額が減額する運賃相当額に満たないとき
 - (3) I C O C A 乗車券の破損、I C 改札機の故障等により I C 改札機による I C O C A 乗車券の内容の読み取りが不能となったとき
 - (4) 第 42 条第 1 号の規定により、カードが交換され、I C 改札機による地域鉄道 I C O C A 定期券の内容の読み取りが不能となったとき
- 3 他の乗車券と併用して使用することはできません。
- 4 偽造、変造又は不正に作成された I C O C A 乗車券を使用することはできません。
- 5 I C O C A 乗車券の S F を使用して、当社窓口で旅客営業規則に定める乗車券の引換はできません。

(制限又は停止)

第11条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。

- (1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止
- (2) 乗車区間・乗車方法・乗車する列車等の制限
- 2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅等に掲示します。

- 3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(ＩＣカードの所有権)

第12条 ＩＣＯＣＡ乗車券に使用するＩＣカードの所有権は、ＩＣＯＣＡ乗車券の発売箇所に
かかわらず、ＪＲ西に帰属します。

- 2 ＩＣＯＣＡ乗車券が不要となったとき及びそのＩＣＯＣＡ乗車券を使用する資格を
失ったときは、当社またはＪＲ西にＩＣカードを返却しなければなりません。

(デポジット)

第13条 第9条に定める発売箇所においてＩＣＯＣＡ乗車券を発売するにあたり、当社はＩＣ
カードを旅客に貸与するものとします。この場合、デポジットとしてＩＣカード1枚につ
き500円を収受します。

- 2 ＩＣＯＣＡ乗車券として利用したＩＣカードを旅客が返却したときは、第14条、第23条
又は第37条に定める場合を除き当社はデポジットを返却します。
- 3 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

(ＩＣＯＣＡ乗車券の失効)

第14条 カードの交換、ＳＦの使用、ＳＦのチャージ又は地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券に付加した
定期乗車券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱
いが行われない場合で、当社が特に定めた場合にはＩＣＯＣＡ乗車券を失効させることがあり
ます。

- 2 前項により失効したＩＣカードのＳＦ及びデポジットの返却を請求することはできません。

(チャージ)

第15条 ＩＣＯＣＡ乗車券には、地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券発売窓口（以下、「当社窓口」と
いいます。）、車載機またはチャージ機でチャージすることができます。ただし、ＩＣＯＣ
Ａ乗車券がモバイルデバイスのＩＣＯＣＡの場合は、携帯情報端末の取扱いが可能な機器
に限ります。

- 2 前項の場合、ＩＣＯＣＡ乗車券には、別表2に定めるいずれかの額をチャージすることが
できます。ただし、1枚当たりのＳＦの残額は20,000円を超えることはできません。

(ＳＦ残額の確認)

第16条 旅客は、ＩＣＯＣＡ乗車券のＳＦ残額を当社窓口、チャージ機またはＩＣ改札機によ
り確認することができます。ただし、ＩＣＯＣＡ乗車券がモバイルデバイスのＩＣＯＣＡ
の場合は、携帯情報端末の取扱いが可能な機器に限ります。

(ＳＦ利用履歴の確認)

第17条 旅客はＩＣＯＣＡ乗車券の利用履歴を当社窓口により次の各号に定めるとおり確認
することができます。ただし、ＩＣＯＣＡ乗車券がモバイルデバイスのＩＣＯＣＡの場合
は、携帯情報端末の取扱いが可能な機器に限ります。

- (1) 利用履歴の内容は、ＳＦを使用して乗車し、精算した場合の取扱月日、取扱箇所及び取
扱後のＳＦ残額とします。

(2) 利用履歴は、最近の利用履歴から20件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。

(3) 次の場合は利用履歴の確認はできません。

ア 出場処理がされていない利用履歴

イ IC改札機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴

ウ 26週間を経過した利用履歴

第2章 IC O C A

(発売額)

第18条 IC O C Aの発売額は2,000円（デポジット500円を含む。）です。

2 前項にかかわらず、別に定めるところにより、発売額を変更して発売することがあります。

(小児用 IC O C Aの発売)

第19条 小児用の IC O C Aの購入の申し出があったときは、当該小児が12才となる年度の3月31日までの間使用することができる ICカードを媒体として、小児用 IC O C Aを発売します。

2 旅客は、小児用 IC O C Aの発売に際して、氏名、生年月日及びその他の必要事項を別表3に定める地域鉄道 IC O C A定期券 兼 こども IC O C A購入申込書（以下「購入申込書」といいます。）に記載のうえ提出し、かつ公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、生年月日を証明しなければなりません。

3 旅客は、小児用 IC O C Aに登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを小児用 IC O C Aの発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該小児用 IC O C Aの記名人本人又は代理人であることを証明しなければなりません。

(運賃の減額)

第20条 旅客が IC O C Aを用いて乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃1名分を減額します。ただし、小児用 IC O C Aにあっては小児普通旅客運賃1名分を減額します。

2 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができます。

(小児用 IC O C Aの再印字)

第21条 小児用 IC O C Aは、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

2 券面表示事項が不明となった小児用 IC O C Aは、これを小児用 IC O C Aを発売する当社窓口に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

(効力)

第22条 第8条第1項の規定により使用する場合の IC O C Aの効力は、次の各号に定めると

おりとします。

- (1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとします。
- (2) 小児用 I C O C A は旅客営業規則に定める小児の記名人のみが使用できます。
- (3) 途中下車の取扱いはしません。
- (4) 乗車後は、当日に限り有効とします。

(無効となる場合)

第23条 I C O C A は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

- (1) 旅行開始後の I C O C A を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 前項によるほか、小児用 I C O C A にあっては、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収します。

- (1) 記名人以外の者が使用した場合
- (2) 券面表示事項が不明となった小児用 I C O C A を使用した場合
- (3) 使用資格・氏名・年齢を偽って購入した小児用 I C O C A を使用した場合
- (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合

3 第 1 項及び第 2 項に該当する場合は、I C O C A に搭載された他の乗車券等も回収します。

4 第 1 項及び第 2 項の規定により I C O C A を無効として回収する場合は、第 48 条第 2 項の規定により I C O C A に付加された他社の乗車券は無効となります。

5 偽造、変造又は不正に作成された I C O C A を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第24条 前条に該当し使用した場合、旅客営業規則の定めにより、普通旅客運賃・割増運賃を収受します。

(紛失再発行)

第25条 旅客は、I C O C A の盗難又は紛失等による再発行の請求をすることはできません。

2 前項にかかわらず、第 48 条第 2 項の規定により他社の乗車券が付加された I C O C A は、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第 3 項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合があります。

3 第 1 項にかかわらず、小児用 I C O C A の記名人が当該小児用 I C O C A を紛失した場合で、別に定める申込書を小児用 I C O C A の再発行を行う当社窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した小児用 I C O C A に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から 14 日以内に再発行を行います。

- (1) 再発行登録を行うとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該小児用 I C O C A の記名人本人又は代理人であることを証明できること。
- (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。
- (3) 再発行を行う前に取扱区間内の小児用 I C O C A の処理を行う機器に対して当該小児

用 I C O C A の使用停止措置が完了していること。

- 4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する小児用 I C O C A 1 枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。
- 5 第3項により再発行登録を行った後、これを取り消すことはできません。
- 6 第3項及び第4項の取扱いを行った後に、紛失した小児用 I C O C A を発見した場合は、旅客は、これを小児用 I C O C A の払いもどしを行う当社窓口に出し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失した小児用 I C O C A とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人又は代理人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。
- 7 第3項及び第4項の取扱いを行った場合、第48条第2項の規定により小児用 I C O C A に付加された他社の乗車券は再発行されません。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合があります。

(当社の免責事項)

第26条 紛失した小児用 I C O C A の使用停止措置が完了するまでの間に当該小児用 I C O C A や第48条第2項の規定により当該小児用 I C O C A に付加された他社の乗車券の払いもどし、S F の使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(障害再発行)

- 第27条** I C O C A の破損等によって I C O C A の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該 I C O C A の S F 残額と同額の I C O C A の再発行の取扱いを行います。
- 2 前項の取扱いは、別に定める申込書を I C O C A の再発行を行う当社窓口に出し出したときに限り取り扱います。この場合、当該 I C O C A に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行います。
 - 3 前2項の定めにかかわらず、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。
 - 4 第1項及び第2項の取扱いを行った場合、第48条第2項の規定により I C O C A に付加された他社の乗車券は再発行されません。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合があります。

(払いもどし)

- 第28条** 旅客は、I C O C A が不要となった場合は、これを I C O C A の払いもどしを行う当社窓口に出し出して当該 I C O C A の S F 残額（10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額とします。）の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料として I C O C A 1 枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用 I C O C A を所持する旅客が12才となる年度の3月31日を超え、小児用 I C O C A を使用することができなくなったことにより、S F 残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。
- 2 前項の規定により小児用 I C O C A の払いもどしを請求する場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該小児用 I C O C A の記名人本人であ

ることを証明したときに限って払いもどしを行います。

- 3 前項の定めにかかわらず、当該小児用 I C O C A の記名人本人が当社指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払いもどしを請求することができます。ただし、親権者等の法定代理人が払いもどしを請求する場合で、公的証明書等の提示により記名人本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省略することができます。
- 4 前各項の規定により払いもどす場合には、デポジットを返却します。
- 5 I C O C A の払いもどしを行うと、第48条第2項の規定により付加された他社の乗車券は無効となります。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において払いもどしを行う場合があります。
- 6 I C O C A の払いもどしを行う窓口は当社が別に定めます。

(同一駅で出場する場合の取扱い)

第29条 旅客は、I C O C A で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

- 2 旅客は I C O C A を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、入場料大人 180 円、こども 90 円を現金で支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

(列車の運行不能の場合の取扱い)

第30条 自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能になった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

(1) 発駅までの無賃送還

この場合、乗車区間の運賃は収受しません。また、無賃送還後、発駅での出場時にカードの発駅情報の消去を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次に定める取扱いを適用します。

(2) 発駅に至る途中駅までの無賃送還

この場合、発駅から途中駅までの片道旅客運賃相当額を、途中駅において I C O C A の S F 残高から減額します。

(3) 不通区間の別途旅行

運航不能となった区間を旅が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの片道旅客運賃相当額を、旅行中止駅において I C O C A の S F 残高から減額します。

(地域鉄道 I C O C A 定期券への変更)

第31条 旅客は、定期乗車券機能が必要となった場合は、I C O C A の S F 残額及びデポジットを引き継いで地域鉄道 I C O C A 定期券への変更の申し出をすることができます。

- 2 I C O C A から地域鉄道 I C O C A 定期券への変更の申し出があったときは、次条の規定に準じて当該 I C O C A 上に定期乗車券の機能を付加することにより、地域鉄道 I C O C A 定期券に変更します。

- 3 旅客は変更の際して氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を別表3に定める購入申込書に記載し、提出しなければなりません。

- 4 前各項により変更を行う場合は、ＩＣカードを交換して取り扱うことがあります。

第３章 地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券

(発売)

第３２条 地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券の購入の申し出があったときは、旅客営業規則に定める定期乗車券を付加した地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券を発売します。

- 2 旅客が所持するＩＣＯＣＡ定期券、スマートＩＣＯＣＡと同一のカードに旅客営業規則に定める地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券を発売することができます。(ただし、一部他社(京阪電気鉄道、京都市交通局、南海電気鉄道、泉北高速鉄道、大阪市高速電気軌道、大阪モノレール、阪神電気鉄道、神戸市交通局、山陽電気鉄道)が発売するＩＣＯＣＡ定期券を除きます。)この場合記名人と定期利用者は同一の旅客でなければなりません。
- 3 小児用の地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券の購入の申し出があったときは、当該小児が12才となる年度の3月31日までの間使用することができるＩＣカードを媒体として、前項の規定により小児用地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券を発売します。この場合記名人と定期利用者は同一の旅客でなければなりません。
- 4 旅客は、地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券の発売に際して、氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。また、旅客が購入する地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券が小児用地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券である場合は、購入申込書の提出に加えて、公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、生年月日を証明しなければなりません。
- 5 旅客は、地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを当社窓口差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券の定期利用者本人(小児用地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券にあつては、定期利用者本人又は代理人)であることを証明しなければなりません。
- 6 前項の取扱いを行う場合は、ＩＣカードを交換して取り扱うことがあります。

(地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券定期券内容控)

第３３条 前条第１項から第３項により地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券を発売した場合は、当該ＩＣカードの定期券情報を印字した定期券内容控を同時に発行します。

- 2 定期券内容控は本人の覚えであり、定期乗車券の効力はありません。
- 3 地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券の障害又は機器の故障により、地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券が使用できなくなった場合、当社が認めた場合に限り当該地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券と定期券内容控を提示することにより乗車することができます。
- 4 地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券を使用する場合は、当該地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券の定期券内容控を所持するものとし、係員より提示を求められたときには、これを拒むことはできません。

(運賃の減額等)

第３４条 ＳＦをチャージした有効期間内の地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車(乗越し)として取扱い、別途乗車となる区

間の普通旅客運賃相当額を減額します。

- 2 第1項にかかわらず、有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、第20条の規定を準用することがあります。
- 3 地域鉄道 I C O C A 定期券の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は第20条の規定を準用します。

(定期券内容控再印字)

第35条 定期券内容控券面表示事項が不明となった地域鉄道 I C O C A 定期券は、これを当社窓口差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

(効力)

第36条 第30条の規定により発売した地域鉄道 I C O C A 定期券は旅客営業規則の定めにより取り扱います。

- 2 地域鉄道 I C O C A 定期券は当社線においては定期券内容控に記載された定期利用者本人のみが使用することができます。
- 3 第15条の規定により S F をチャージした地域鉄道 I C O C A 定期券にあつては、地域鉄道 I C O C A 定期券の有効区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降であっても、第22条の規定を準用して乗車することができます。

(無効となる場合)

第37条 地域鉄道 I C O C A 定期券は、次の各号の1に該当する場合、無効として回収します。
この場合、デポジットは返却しません。

- (1) 定期利用者以外の者が使用した場合
- (2) 定期区間外を乗車し、係員の承諾を得ずに降車した場合
- (3) 当社の旅客営業規則に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (4) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 前項に該当する場合は、その地域鉄道 I C O C A 定期券に搭載された他の乗車券等も回収します。

3 第1項の規定により地域鉄道 I C O C A 定期券を無効として回収する場合は、第48条第2項の規定により I C O C A に付加された他社の乗車券は無効となります。

4 偽造、変造又は不正に作成された地域鉄道 I C O C A 定期券を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第38条 前条に該当し使用した場合、旅客営業規則の定めにより、普通旅客運賃・割増運賃を収受します。

(紛失再発行)

第39条 地域鉄道 I C O C A 定期券の定期利用者が当該地域鉄道 I C O C A 定期券を紛失した場合で、別に定める申込書を当社窓口提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した地域鉄道 I C O C A 定期券（S F 残額がある場合は当該 S F を含みます。）に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行います。

- (1) 再発行登録を行うとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該地域鉄道 I C O C A 定期券の定期利用者本人（小児用地域鉄道 I C O C A 定期券にあつては、定期利用者本人又は代理人）であることを証明できること。
- (2) 定期利用者の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。
- (3) 再発行を行う前に地域鉄道 I C O C A 定期券の処理を行う機器に対して当該地域鉄道 I C O C A 定期券の使用停止措置が完了していること。
- 2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する地域鉄道 I C O C A 定期券 1 枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。
- 3 第 1 項により再発行登録を行った後、これを取り消すことはできません。
- 4 第 1 項及び第 2 項の取扱いを行った後に、紛失した地域鉄道 I C O C A 定期券を発見した場合は、旅客は、これを当社窓口差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失した地域鉄道 I C O C A 定期券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により定期利用者本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。

（障害再発行）

- 第 4 0 条 地域鉄道 I C O C A 定期券の破損等によって地域鉄道 I C O C A 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該地域鉄道 I C O C A 定期券の再発行の取扱いを行います。
- 2 前項の取扱いは、別に定める申込書を当社窓口提出したときに限り取り扱います。この場合、当該地域鉄道 I C O C A 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行います。
 - 3 前 2 項の定めにかかわらず、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

（地域鉄道 I C O C A 定期券と I C O C A 定期券が同一のカードで発売されている場合の地域鉄道 I C O C A 定期の再交付）

- 第 4 1 条 地域鉄道 I C O C A 定期券と I C O C A 定期券が同一のカードで発売されている I C O C A 乗車券を紛失再発行する場合、別に定める申込書を当社窓口提出し、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した当該 I C O C A 乗車券（S F 残額がある場合は当該 S F を含みます。）に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行います。その翌日の窓口営業時間から14日以内に I C O C A 定期券発売会社で再発行をお申し出ください。I C O C A 定期券を再発行後、当社窓口で地域鉄道 I C O C A 定期券の再交付を行います。
- (1) 再発行登録を行うとき、再発行及び再交付を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行及び再交付を請求する旅客が記名人及び定期利用者本人（小児用地域鉄道 I C O C A 定期券にあつては、記名人及び定期利用者本人又は代理人）であることを証明できること。
 - (2) 記名人及び定期利用者の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。
 - 2 前項により再交付の取扱いを行う場合は、再交付する地域鉄道 I C O C A 定期券 1 枚につき再交付手数料520円を現金で収受します。
 - 3 地域鉄道 I C O C A 定期券と I C O C A 定期券が同一のカードで発売されている I C O

ＣＡ乗車券を障害再発行する場合、別に定める申込書を当社窓口へ提出したときに限り取り扱います。この場合、当該地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、ＩＣＯＣＡ定期券を当該ＩＣＯＣＡ定期券発売会社で障害再発行後に、当社窓口で記名人及び定期利用者の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていることを条件に当社で地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券の再交付を行います。

- ４ 地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券を付加するＩＣＯＣＡ乗車券を当社以外で再発行した場合は、第１項、第２項及び第３項に準じて、当社で地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券の再交付を行います。
- ５ 地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券とスマートＩＣＯＣＡが同一のカードで発売されているカードを紛失再発行及び障害再発行する場合、スマートＩＣＯＣＡをＪＲ西の定める方法で再発行後に第１項、第２項及び第３項に準じて、当社で地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券の再交付を行います。

（カードの交換）

- 第４２条 当社、ＪＲ西及び第４８条に規定する他社の都合により、旅客が使用している地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券を当該地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券裏面に刻印されているものと異なるカード番号のＩＣＯＣＡに予告なく、交換することがあります。
- ２ 前項により、交換されたカードはＩＣ改札機による定期乗車券の読み取りができません。その場合、当社窓口で定期利用者の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていることを条件に地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券の再交付を行います。

（当社の免責事項）

- 第４３条 紛失した地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券の払いもどしやＳＦの使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。
- ２ ＩＣＯＣＡの交換又は再発行により、旅客が使用しているものと異なるカード番号のＩＣＯＣＡを発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負いません。

（払いもどし）

- 第４４条 旅客は、地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券が不要となった場合は、これを地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券の払いもどしを行う当社窓口へ差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券の定期利用者本人であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。
- (１) 有効期間開始前または有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、旅客営業規則に定める払戻しを行います。
 - (２) 前号により取り扱う場合は、手数料として地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券１枚につき５５０円を収受します。ただし、当社が別に定める場合を除きます。
 - (３) 前各号の規定により払いもどしをする場合には、デポジットを返却します。
- ２ 地域鉄道ＩＣＯＣＡ定期券の定期乗車券機能のみが不要となった場合は、これを当社窓口へ差し出して、当該定期乗車券の払いもどし及びＳＦ残額とデポジットを引き継いだＩＣＯＣＡへの変更を請求することができます。

- 3 SFのみの払いもどしを請求することはできません。
- 4 小児用地域鉄道 I C O C A 定期券を所持する旅客が12才となる年度の3月31日を超え、小児用地域鉄道 I C O C A 定期券を使用することができなくなった場合は、SF残額（10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額とします。）及びデポジットのみの払いもどしを請求することができます。この場合、小児用地域鉄道 I C O C A 定期券に搭載した定期乗車券がなお有効である場合に限り、ICカード乗車券とは別の媒体に移し替えるものとし、第1項第2号に定める手数料の収受は行いません。
- 5 前各項にかかわらず、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしの請求があった場合は、当社窓口で地域鉄道定期情報の削除を行います。ただし、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該地域鉄道 I C O C A 定期券の利用者本人（小児用地域鉄道 I C O C A 定期券にあつては、記名人本人又は代理人）であることを証明したときに限り、請求できるものとします。
- 6 第1項の定めにかかわらず、当該地域鉄道 I C O C A 定期券の利用者本人が当社指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払いもどしを請求することができます。ただし、小児用地域鉄道 I C O C A 定期券にあつては、親権者等の法定代理人が払いもどしを請求する場合で、公的証明書等の提示により記名人本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省略することができます。
- 7 地域鉄道 I C O C A 定期券と I C O C A 定期券が同一のカードで発売されているカードの払いもどしは第2項により定期乗車券のみを払いもどし後、当該 I C O C A 定期券発売会社で払いもどしをお申し出ください。地域鉄道の定期乗車券機能のみが不要な場合は当社窓口に差し出して、当該定期乗車券の払いもどし及びSF残額とデポジットを引き継いだ I C O C A 定期券への変更を請求することができます。
- 8 地域鉄道 I C O C A 定期券とスマート I C O C A が同一のカードで発売されているカードの払いもどしは第2項により地域鉄道の定期乗車券のみを払いもどした後、JR 西にお申し出ください。

第4章 ICカード乗車券の相互利用等

（他社線での I C O C A 乗車券による乗車の取扱方）

- 第45条 第7条第1項の規定にかかわらず、JR 西の IC カード乗車券取扱約款に定める当社及び JR 西以外の鉄道会社等（以下「相互利用他社等」といいます。）が経営する鉄道線、バス路線等（以下「他社線」といいます。）内において I C O C A 乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した I C O C A 定期券を除く。以下同じ。）による乗車等の取扱いを行います。
- 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した I C O C A 定期券のうち、第48条第2項の規定により他社の乗車券を付加された I C O C A 定期券は、当該他社線において、当該他社の乗車券による乗車等の取扱いを行います。

（他社線内における取扱範囲等）

- 第46条 他社線内における I C O C A 乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容と

ご利用条件は、当該相互利用他社等の定めるところによります。

- 2 前項による取扱いに必要な範囲で、当社は、当該 I C O C A 乗車券に関して当社が保有する個人情報を当該他社に提供することがあります。

(相互利用他社等が発行した I C カード乗車券による乗車等の取扱方)

第 4 7 条 相互利用他社等が発行した I C カード乗車券のうち、当社と相互利用が可能なものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。

- 2 相互利用他社等が発行した I C カード乗車券のうち、当社と相互利用が可能な I C カード乗車券は次のとおりとします。

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社発行の K i t a c a 乗車券及び K i t a c a 定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した K i t a c a 定期乗車券を除く。）
- (2) 株式会社パスモ発行の P A S M O 及び P A S M O 定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載した P A S M O 定期券を除く。）
- (3) 東日本旅客鉄道株式会社発行の S u i c a 乗車券及び S u i c a 定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した S u i c a 定期乗車券を除く。）
- (4) 東京モノレール株式会社発行のモノレール S u i c a 乗車券及びモノレール S u i c a 定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したモノレール S u i c a 定期乗車券を除く。）
- (5) 東京臨海高速鉄道株式会社発行のりんかい S u i c a 乗車券及びりんかい S u i c a 定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したりんかい S u i c a 定期乗車券を除く。）
- (6) 株式会社名古屋交通開発機構発行のマナカ及びマナカ定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売したマナカ及び身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載したマナカ定期券を除く。）
- (7) 株式会社エムアイシー発行の m a n a c a 及び m a n a c a 定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載した m a n a c a 定期券を除く。）
- (8) 東海旅客鉄道株式会社発行の T O I C A 及び T O I C A 定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した T O I C A 定期券を除く。）
- (9) 株式会社スロット K A N S A I が発行する P i T a P a カードであって当社が別に定めるもの。
- (10) 福岡市交通局発行のはやかけん及びはやかけん定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売したはやかけん及び身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載したはやかけん定期券を除く。）
- (11) 株式会社ニモカ発行の n i m o c a カード及び n i m o c a 定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した n i m o c a 及び身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した n i m o c a 定期乗車券を除く。）
- (12) 九州旅客鉄道株式会社発行の S U G O C A 乗車券及び S U G O C A 定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した S U G O C A 定期券を除く。）
- (13) 東日本旅客鉄道株式会社発行の Welcome Suica (Suica Light を含む) 及び株式会社

パスモ発行のPASMO PASSPORT

- 3 前項に定める鉄道会社等が発行したＩＣカード乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第４条から第８条まで、第10条、第11条、第15条、第16条、第17条、第20条から第24条まで、第25条第１項、第26条、第37条、第38条までの規定及び JR 西のＩＣカード乗車券取扱約款第30条及び第32条の規定を準用します。この場合、相互利用他社等が発行したＩＣカードを媒体とした定期乗車券については JR 西のＩＣカード乗車券取扱約款の「ＩＣＯＣＡ定期券」の規定を準用するものとし、ＩＣカードを媒体としたストアードフェアカードについては「ＩＣＯＣＡ」の規定を準用するものとします。ただし、第17条に規定するＳＦ利用履歴の確認にあつては、当社内の利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。
- 4 前項の定めにかかわらず、相互利用他社等が発行した記名人式のＩＣカードを媒体としたストアードフェアカードについては、JR 西のＩＣカード乗車券取扱約款第32条第1項及び第33条第１項第６号の規定を準用します。
- 5 第３項の定めにかかわらず、第２項第13号に定めるＩＣカード乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 第21条及び第23条第２項第２号の規定は準用しません。
 - (2) 当該のＩＣカード乗車券発行会社が定めるカード有効期間を超えて使用することはできません。
 - (3) 当該のＩＣカード乗車券発行会社が発行するレファレンスペーパーを携帯し、係員の請求があったときは、いつでもその所持するレファレンスペーパーを呈示しなければなりません。

第５章 ＩＣＯＣＡ乗車券の他社での発売

（ＩＣＯＣＡ乗車券を発売する他社）

- 第４８条 ＩＣＯＣＡ乗車券の発売は、JR 西のＩＣカード乗車券取扱約款別表７及び別表７の２に定める他社で行うことがあります。
- 2 ＩＣＯＣＡ乗車券には、JR 西のＩＣカード乗車券取扱約款別表７の２に定める他社の乗車券を付加する場合があります。
 - 3 他社におけるＩＣＯＣＡ乗車券の発売や払いもどし等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。

（他社で発売するＩＣＯＣＡ乗車券の当社での取扱い）

- 第４９条 JR 西のＩＣカード乗車券取扱約款別表７に定める他社及び JR 西で発売したＩＣＯＣＡ乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第４条から第８条まで、第10条、第11条、第15条、第16条、第17条、第20条から第24条まで、第25条第１項、第26条、第37条、第38条までの規定及び JR 西のＩＣカード乗車券取扱約款第30条及び第32条の規定を準用します。
- 2 JR 西のＩＣカード乗車券取扱約款別表７に定める他社及び JR 西で発売した定期乗車券を搭載したＩＣＯＣＡ定期券については、当社で払いもどし、第37条及び第38条に定める再発行の取扱いはできません。ただし、再発行登録、デポジット返却については取り扱います。

- 3 JR 西の I C カード乗車券取扱約款別表 7 の 2 に定める他社で発売した定期券が付加された I C O C A は、当社で払いもどし、再交付の取扱いはできません。ただし、再発行登録については取り扱います。

附 則

この規定は、2024 年 10 月 11 日から施行します。

別表 1（第 7 条）利用エリア

当社線

線区名	区間
福武線	たけふ新～田原町間 福井城址大名町～福井駅

別表 1 の 2（第 7 条第 2 項）

えちぜん鉄道線

交通事業者	線区名	区間	当社線との 接続駅
えちぜん鉄道株式会社	勝山永平寺線	福井～勝山間	福井駅
	三国芦原線	まつもと町屋～三国港間	田原町

別表 2（第 15 条）チャージ額

取扱機器又は箇所	1 回当たりのチャージ取扱金額
係員発行機	500円、1,000円～（1,000円刻み） ～10,000円、15,000円、20,000円 3,000円、5,000円、10,000円
車載機	1,000円
チャージ機	1,000円、2,000円、3,000円、 5,000円、10,000円

別表 3（第 19 条、第 32 条）地域鉄道 I C O C A 定期券 兼 こども I C O C A 購入申込書の様式

福井鉄道 電車・バス ICOCA定期券 兼 こどもICOCA 購入申込書

新規 ・ 継続

■ICOCA定期券を新規で購入される場合、または下記の項目に変更があった場合は、下記の欄もご記入ください。（★はICOCA定期券購入時のみ記入ください。）

通勤 ・ 通学 ・ こども ICOCA 半割バス（バス）		■すでにICOCAまたはICOCA定期券をお持ちの場合は、この申込書とあわせてご提出ください。 （一部社局発行のIC定期券など、ICOCA定期を付加できない定期券があります。） ■初めてICOCA定期券をご購入の際は、デビット（預り金）500円が必要です。	
お名前		ご利用 区 間 ①	から まで
カ ナ		ご利用 区 間 ②	から まで
男・女 様		※路線バスを乗り継がれる場合、ご利用区間②もご記入ください。	
使用 開始日		年 月 日	有効 期 間 1 ・ 3 ・ 6 箇月 1 年（電車）
生年月日（西暦）	年 月 日	★カード検索 番号	加失再発行の際、カード検索に使用 します。4桁の数字をお選びください。
ご 住 所	★定期券の有効期間以外の残額利用 ※「しない」を選ぶと、定期有効期間外はICカードリーダーの 利用ができなくなります。（後日変更可） する ・ しない		
ご連絡先 TEL	普通運賃金額		販売（運賃）金額
勤 務 先 学 校 名		券 番	販売所
※本申込書に記入いただいた個人情報の利用目的 ○他得時など、必要があるときに当社から連絡させていただくため。 （このほか、ICOCA定期券の場合は紛失再発行時に当社及びICOCAを発売する他社において、本人確認や 必要な連絡をさせていただくため） ○安全性の向上、お客様のご利用動向等に関する調査・研究および経営分析のため ○新商品・新サービス・セキュリティ確保に関するソフトウェアシステム、設備・機器等の検討及び開発のため ※ICOCA定期券を他社でカード交換された場合は、定期の再交付が必要になりますので当社窓口にお申し出ください。		支払い方法 現金 ・ クレジット ・ 電子マネー	発売日

福井鉄道の電車とバスの定期券を一枚にまとめることはできません。電車・バス両方をご利用の場合は、それぞれのICOCA定期券が必要です。

WEB乗車券乗車券取扱規程

福井鉄道株式会社
鉄道事業本部

WE B 乘車券乘車券取扱規程 改正達示控

[illegible]

WEB乗車券乗車券取扱規程

第1章 総 則

(この規程の目的)

第1条 この規程は、福井鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、株式会社 JR 西日本
テクシア（以下、「テクシア」といいます。）の運営・提供する I C O C A WEB定期券サー
ビス「i C O N P A S S」を通じて発売した定期乗車券（以下「WEB乗車券」といいます。）
について、当社におけるサービス内容とご利用条件を定め、旅客の円滑な利用を推進するこ
とを目的としています。

(適用範囲)

第2条 WEB乗車券の内容とご利用条件は、この規程の定めるところによります。

2 この規程が改定された場合、以後のWEB乗車券による旅客の運送等についてのサービス
内容とご利用条件は、改定された規程の定めるところによります。

3 この規程に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(注) 別に定める主なものについては、次のとおりです。

(1)旅客営業規則

(2)ICカード乗車券取扱規程（以下、「IC規程」といいます。）

(3)西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR西」といいます。）のICカード乗車券取扱約
款（以下、「JR西IC約款」といいます。）

(4)テクシアのi C O N P A S S（会員版）利用規約

(5)テクシアのi C O N P A S S（事業者窓口版）利用規約

(用語の意義)

第3条 この規程における主な用語の意義は、IC規程およびJR西IC約款に定めるほか、
次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「WEB乗車券」とは、I C O C A乗車券に付加されるものであり、購入後、IC改
札機に、当該I C O C A乗車券の裏面に刻印されているカード番号（以下、「ID情報」
といます。）、有効期間、有効区間等の情報を配信し、当該IC改札機がこれらを受信
することで利用可能となる乗車券のことをいいます。

(2) 「WEB乗車券内容控」とはWEB乗車券の発売等を取り扱う当社発売窓口（以下、
「当社窓口」といいます。）でのWEB乗車券発売時に交付する乗車券内容を記載した控
え、もしくは、i C O N P A S Sのマイページで表示する購入済みWEB乗車券内容の
ことをいいます。

(契約の成立時期)

第4条 WEB乗車券による契約の成立時期は、当社窓口でWEB乗車券を購入した時点、もしくは、iCOMPASSで購入の申込が完了した時点とします。

(規程の変更)

第5条 当社は、民法548条の4の規定に基づき、以下の場合は、本規程を変更することができるとします。

(1) 本規程の変更が、旅客の一般の利益に適合する場合

(2) 本規程の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 本規程を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の規程の効力発生時期を告知するものとします。

(旅客の同意)

第6条 前条により規程を変更した場合、旅客が変更後に本サービスを利用したことをもって、旅客は変更後の規程に同意したものとみなします。

(利用エリア)

第7条 当社線におけるWEB乗車券の利用エリアは別表1のとおりとします。

2 前項の定めにかかわらず、別表1の2に定める利用エリアをまたがって乗り継ぐ場合に限り、接続駅において乗車することができます。

(使用方法)

第8条 WEB乗車券を用いて乗車するときは、当該WEB乗車券を付加したICOCA乗車券を用いて、前条に定める利用エリア内の相互区間をIC改札機による乗車処理を行って乗車し、同一のICOCA乗車券によりIC改札機による降車処理を行って降車しなければなりません。

2 前項において、WEB乗車券の効力のみで乗車できない場合は、ICOCA乗車券のSF残額を旅客運賃等に充当します。

(発売箇所)

第9条 当社におけるWEB乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。なお、WEB乗車券は旅客自身が本システムを通じて購入することが可能です。

(制限事項等)

第10条 WEB乗車券を付加できるのは、ICOCA乗車券に限ります。なお、記念ICOCAなど、一部のICOCA乗車券には付与できない場合があります。

2 WEB乗車券を付加したICOCA乗車券が、ストアードフェア機能のみを搭載したICOCA乗車券(小児用ICOCA・スマートICOCA・モバイルデバイスのICOCAは除く)の場合は、紛失再発行ができません。

3 1回の乗車につき、2枚以上のWEB乗車券を同時に使用することはできません。

4 次の各号の一に該当する場合には、WEB乗車券は直接IC改札機で使用することができません。

- (1) 乗車時にＳＦ残額がないとき（ＷＥＢ乗車券の効力のみで乗車可能な場合を除きます。）
 - (2) 降車時にＳＦ残額が減額する運賃相当額に満たないとき
 - (3) ＩＣＯＣＡ乗車券の破損、ＩＣ改札機の故障等によりＩＣ改札機によるＷＥＢ乗車券の情報確認が不能となったとき
 - (4) ネットワーク障害等により当該ＷＥＢ乗車券の情報をＩＣ改札機が受信できなかったとき
 - (5) ＩＣ規程第42条第１号の規定により、カードが交換され、利用者の所持するＩＣＯＣＡ乗車券のＩＤ情報と、ＷＥＢ乗車券としてＩＣ改札機に配信されているＩＤ情報が、一致しない状態となったとき
 - (6) モバイルデバイスのＩＣＯＣＡのＩＤ情報が変更となり、ＷＥＢ乗車券としてＩＣ改札機に配信されているＩＤ情報が、一致しない状態となったとき
- 5 他の乗車券と併用して使用することはできません。

第２章 ＷＥＢ乗車券

（発売）

- 第11条 旅客は、旅客営業規則に定める定期乗車券の効力を有するＷＥＢ乗車券をＩＣＯＣＡ乗車券に付加することができます。なお、ＩＣＯＣＡ乗車券が記名式である場合は、記名人とＷＥＢ乗車券の利用者は、同一の旅客でなければなりません。
- 2 前項の付加については、ＷＥＢ乗車券を取り扱う当社窓口へ申し出、もしくは旅客自身がｉＣＯＮＰＡＳＳを通じて行うことができます。ｉＣＯＮＰＡＳＳの利用規約については、第2条記載のｉＣＯＮＰＡＳＳ（会員版）利用規約、及びｉＣＯＮＰＡＳＳ（事業者窓口版）利用規約に記載します。旅客は同利用規約に同意のうえで、ご利用いただきます。
- 3 ＷＥＢ乗車券を当社窓口で購入した場合においても、ｉＣＯＮＰＡＳＳに会員登録を行うことができます。
- 4 旅客は、小児用のＷＥＢ乗車券の購入をするときは、当該小児が12才となる年度の3月31日までの間使用することができるＩＣＯＣＡ乗車券へ付加しなければなりません。
- 5 旅客は、ＷＥＢ乗車券の購入に際して、氏名、生年月日等の必要事項を登録しなければなりません。
- 6 旅客は、小児用定期乗車券、通学定期乗車券などの購入に際して、公的証明書等の提示により購入資格を証明しなければなりません。
- 7 旅客は、ＷＥＢ乗車券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これをｉＣＯＮＰＡＳＳまたは当社窓口を通じて、氏名等の変更を申し出なければなりません。
- 8 前各項において、旅客がＩＣＯＣＡ乗車券を所持していない場合は、ＩＣＯＣＡの発売及びＷＥＢ乗車券発売を取り扱う当社窓口において、新たなＩＣＯＣＡとともにＷＥＢ乗車券の発売を行います。

（ＷＥＢ乗車券内容控）

- 第12条 ＷＥＢ乗車券を旅客自身がｉＣＯＮＰＡＳＳシステム上で購入した場合、ｉＣＯＮＰＡＳＳ上に内容控を表示させることが可能になります。当社窓口で発売する場合は、ＷＥＢ乗車券情報を印字した内容控を同時に発行します。

- 2 WEB乗車券内容控は本人の覚えてあり、乗車券の効力はありません。
- 3 iCOMPASSの障害又は機器の故障等により、WEB乗車券が使用できなくなった場合、当社が認めた場合に限り当該WEB乗車券を付加したICOCA乗車券とWEB乗車券内容控を提示することにより乗車することができます。
- 4 WEB乗車券を使用する場合は、WEB乗車券内容控を所持もしくは表示できるデバイスを携行するものとし、係員よりWEB乗車券内容控の提示を求められたときには、これを拒むことはできません。

(WEB乗車券内容控再印字)

第13条 当社窓口で発行したWEB乗車券内容控券面表示事項が不明となった場合は、これを当社窓口差し出して、再印字を請求することができます。

(WEB乗車券の効力)

第14条 発売したWEB乗車券は旅客営業規則の定めにより取り扱います。

- 2 WEB乗車券はWEB乗車券内容控に記載された利用者本人のみが使用することができます。
- 3 IC改札機におけるWEB乗車券がご利用可能となる時期は、購入後、IC改札機等にWEB乗車券情報が配信されてからとなります。乗車区間に有効となるWEB乗車券を購入済にもかかわらずWEB乗車券が利用できない場合は、当社が認めた場合に限り、WEB乗車券内容控と当該WEB乗車券が付加されたICOCA乗車券の両方を提示することにより乗車することができます。

(WEB乗車券が無効となる場合)

第15条 WEB乗車券は、次の各号の一に該当する場合、当該WEB乗車券を無効とします。

- (1) WEB乗車券内容控に記載された利用者本人以外の者が使用した場合
- (2) WEB乗車券区間外を乗車し、係員の承諾を得ずに降車した場合
- (3) 当社の旅客営業規則に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (4) 偽造、変造又は不正に作成されたWEB乗車券を使用した場合
- (5) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第16条 前条に該当し使用した場合、旅客営業規則の定めにより、普通旅客運賃・割増運賃を収受します。

(WEB乗車券を付加したICOCA乗車券の変更)

第17条 WEB乗車券の利用者は、WEB乗車券の効力を付加したICOCA乗車券とは別のICOCA乗車券に変更して付加することができます。

- 2 前項の取扱いは、当社窓口へ申し出、もしくは利用者自身がiCOMPASSを通じて行います。なお、当社窓口へ申し出された場合、所定の手数料を現金でいただく場合があります。
- 3 前項により変更されたWEB乗車券は、IC改札機においては、当該変更情報を受信後に変更内容が有効となります。乗車区間に有効なWEB乗車券が利用できない場合は、WEB乗車券内容控えと変更後のICOCA乗車券の両方を提示のうえ、駅員または運転士にお申

し出ください。

（カードの再発行・交換に伴うID情報の変更）

第18条 当社および他社の都合により、旅客が使用しているICOCA乗車券を異なるID情報のICOCA乗車券に予告なく、交換することがあります。また、IC規程第25条と第39条記載の紛失再発行、第27条と第40条記載の障害再発行を行った場合は、ID情報の異なるICOCA乗車券に変更されるほか、モバイルデバイスのICOCAの機種変更等を実施した場合にも、ICOCA乗車券のID情報が変更となる場合があります。

2 前項により交換・変更されたICOCA乗車券は、IC改札機にて、付加されたWEB乗車券を有効とできない場合があります。WEB乗車券をご利用できない場合、WEB乗車券内容控とICOCA乗車券の両方を提示のうえ、駅員または運転士にお申し出ください。

3 前2項において、旅客は、前条第2項により、WEB乗車券の効力を、交換・変更後のICOCA乗車券に変更して付加することができます。

（当社の免責事項）

第19条 前条によるICOCA乗車券の交換等により、旅客がWEB乗車券として付加しているICOCA乗車券とは別のICOCA乗車券を利用したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負いません。

（払いもどし）

第20条 旅客は、WEB乗車券が不要となった場合は、これをWEB乗車券の払いもどしを行う当社窓口に応じ出、もしくは旅客自身がiCONPASSを通じて、払いもどしの請求をすることができ、次の各号により払いもどしを行います。なお、当社窓口に応じ出の場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該WEB乗車券の定期利用者本人であることを証明したときに限り行います。

(1) 有効期間開始前または有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、旅客営業規則に定める払いもどしを行います。

(2) 前号により取り扱う場合は、手数料としてWEB乗車券1枚につき550円を収受します。

(3) 当社窓口でWEB乗車券の払いもどしを行った後、引き続きICOCA乗車券の払いもどしを行う場合は、IC規程第28条の定めによります。

(4) 当社窓口でWEB乗車券と合わせてICOCA乗車券の払いもどしをする場合には、デポジットを返却します。

2 第1項の定めにかかわらず、当該WEB乗車券の利用者本人が当社指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払いもどしを請求することができます。ただし、小児用WEB乗車券にあたっては、親権者等の法定代理人が払いもどしを請求する場合で、公的証明書等の提示により記名人本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省略することができます。

- 3 他社の定期券情報等を搭載しているＩＣＯＣＡ乗車券にＷＥＢ乗車券を付加している場合の払いもどしは、ＷＥＢ乗車券を払いもどし後、当該ＩＣＯＣＡ定期券発売会社で払いもどしをお申し出ください。
- 4 ＷＥＢ乗車券をスマートＩＣＯＣＡに付与している場合の払いもどしは、ＷＥＢ乗車券を払いもどし後、ＪＲ西にお申し出ください。

附 則

この規定は、2025 年 10 月 15 日から施行します。

別表Ⅰ（第7条）利用エリア

当社線

線区名	区間
福武線	たけふ新～田原町間 福井城址大名町～福井駅

別表Ⅰの2（第7条第2項）

えちぜん鉄道線

交通事業者	線区名	区間	当社線との 接続駅
えちぜん鉄道株式会社	勝山永平寺線	福井～勝山間	福井駅
	三国芦原線	まつもと町屋～三国港間	田原町